

刑 政

號 月 二



刑 務 協 會 發 行 財 法 人 團

宇

醫學博士

刑政 第參拾九卷第二號 目次

受刑者の反撥性	卷頭言	(一)
技術者の職務に關する考察	垣内廉治	(二)
宗教と犯罪	佐々木英夫	(二)
海外—第九回國際刑務會議と其決議事項		(一六)
時報—ニューヨークに於ける新聞紙利用の犯罪		(一七)
生きた英語		(三)
思想批判の當否に就て	千輪英性	(三)
田中氏の不定期刑に就てを讀みて	小林實然	(六)
作業賞與金規定の改正を提唱す	國吉眞儀	(四〇)
收容者の犯行に就て	石島興	(四三)
外國人の特別處遇廢止に就て	二谷道人	(四五)
姫路少年刑務所を訪ふ	佐野生	(四七)
人格の完成 (誌上講演)	荻谷哲公	(四九)
休憩所、人間講座、統計、刑務令規、叙任辭令、會報		

司法省衛生官 醫學博士 芥川 信著

行刑衛生

横手社會衛生叢書第九輯として發行せられたるもの、結論、拘禁制度、作業、被服寝具、栄養、住居、身体ノ養護、懲罰、疾病及死亡等刑務に關する衛生事項を記載せり筆者は司法衛生官醫學博士芥川信氏にして叙述の周到精密なる蓋し司法關係者に資することの餘からざる可きを確信す。

定價金八十錢 送料金四錢

新潟醫科大學教授 醫學博士 宮路重嗣 共著
新潟醫科大學助教授 醫學博士 及川周

衛生學

扉版一五〇頁入
定價金二圓二十錢
送料金十二錢

本書は簡明醫學叢書第四輯として刊行したるものにして、主として理論を記し、併せて検査用器械の説明及検査方法等、一般衛生の大事を記載せり筆者は醫學博士宮路重嗣及醫學博士及川周兩先生にして篤學なる著者か多年の蘊蓄を傾注したるもの切に好學查の批判を俟つ。

發行所

株式會社金原商店

東京市本町三丁目三番地 電話二二三四〇 大阪市小橋通五丁目三番地 電話三五三三

哲學宗教
の民衆化

宇

宙

信仰信念
普及宣傳

修監士博助之萬岡山

一月號 目次

治國と宗教	宗	佛道修行の第一	東	來るべき新宗教	支那人の宗教思想	聖徳太子	楠生	宗教生活の無形信仰	世界宗教大會を日本に開くの議	朝鮮に於ける祭祀及宗教	明治卅二年の宗教法案	宗	宗	宙
論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論
法学博士	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
山岡萬之助	山岡萬之助	長井真四郎	武田豊四郎	松原本悠寛	後藤朝太郎	大山斐瑗	道重信教	今岡信一良						

受刑者の反撥性

わたくしは犯罪人の改善可能性を否認するとの出来ぬ一人である。その犯罪人がたとひ性兇悪にして普通の方法を以てしては制禦し能はぬものであるとしても、彼の全身の那邊にか可能的分子の潛めることを盲目的に信じたい。學者の中には改善不能者であることを主張する者がある。實務家の中にも亦その經驗よりして改善不能を證據立てる者のありしことを見る。

けれども今日の科學に於て、かく断定を下す可く、わたくしは今日の科學を信することが出来ない精神の喪失又は耗弱の状態に非らざる限り、理非に對する人の判斷力や共鳴力の出處方面は今日の科學に於ては未だXである。

このXの状態の中に、わたくしは如何なる受刑者にも反撥性換言すれば、自己の犯行に照して眞の自我を認識せんとする力が潜在してゐるものだと考へる。そして、その力の潜在があるが故に、自由刑の存在が、始めて意義のあるものとなる。

われ／＼は多くの受刑者を改善して行かねばならない。改善して行かねばならぬから、茲に反撥性を貴重視せねばならぬのだ。而もその反撥性は總ての人に潜在してゐるものだから、その發見には可なりな困難に遭遇するに違ひない、けれども眞底深く納められた實を探すのと同じ様にそのXを發見せんとするわれ／＼の仕事も亦楽しみ深いものではあるまいか。(夢)

發行所 東京市東區上六番一〇三番 宇宙社

技術者の職務に關する考察

垣内廉治

一、緒言

刑務所に於て作業を收容者に課するは、刑を行ふ一種の手段にして同時に國家經濟上よりして、欲くべからざるものとして、從來より設けられてゐたものである。然るに現今では、彼等の職業訓練として非常に重きをなして來た様で、實際に職業訓練は必要であつて一日も忽にしてはならぬことである。過去に於ての作業は主として受負作業で又一部は經理作業として營まれてゐた様であるが、受負作業は第一經營の簡易な事業種及技術者の撰擇の要なき事等の爲めであつたが之は永續性なく職業訓練のうまく行かない事不景氣時代にては受負業者少き爲め刑務所に課する作業に困難を感ずる事其他の原因に依り受負作業は次第に減じ委託作業、官司作業が盛んになり従つて此の作業を管理指導監督する技術者即ち授業手は作業技手となり遂に今回作業技師の官制設置を見たる次第にて如何に斯業に當局が意を用ひらるゝ様になつたかは察するに難くないのである。

行刑作業は從來より受負作業が主たるものであつた爲めに技術職員なくたゞ民間受

負者自身或はその雇傭する職人を授業手として作業の指導を委せたもので其頃は看守の職務はたゞ戒護のみであつた様である。即ち授業手は一種の職人であつた而して收容者同様に看守の指導監督を受けたものである。然るに近年になり官司業、委託業盛になり授業手と言ふ職員が出來次に技手より技師といふものさへ出來たのに拘はらず昔日の授業手を取扱ひし眼を以て今尙ほ遇してゐる様である。斯くの如き因襲的習慣に依り技術者を待遇しつゝある状態では折角の新施設も作業上に及ぼす影響至つて少くして此の官制をも無爲になりはせないかと考へ以下主なる事項につき列擧して當局の一考を煩はす次第である。

二、刑務所に於ける技術者の職務

一般に技術者と云へば特殊の技能を有し工場全般の事務を掌りて經濟的に收入を多からしむる者である。然るに刑務所に於ては收入増加を計る目的以外に收容者の職業訓練ならびに感化改善といふ重大な任務がある事を忘れてはならない。彼等を感化改善せしむる事は教誨師のみに委すべき事に非ずして技術者と雖ども全く無關係のものでなく、吾等の一舉手一投足單なる言行が強く彼等に感動を與ふるものなれば深く日目の言行を注意して輕々しく物事をなすのは宜しくない事である。

從來刑務所内の業種は種々ありて出所ならびに入所前の仕事其他の事柄を考へて仕事を與ふる爲めに一般に種々雑多の作業が撰ばれてゐるのである。他廳に於て技師たる者は電氣、機械、應化、木工等何れかの技術專任にてたゞそれだけ勉強すれば技術者とし

て恥しくないものである。その理由を以て吾々も各々専門にのみ勵まんか他の仕事は全く留守になつて仕舞ふのである。されば作業技師たる者は色々の方面に智識を求めねばならない。従つてその技術たるや廣く淺きものとなるので吾々技術者として誠に苦しき立場にある。それ故に出来るだけ自己の専門の方を主として他は之を従として研究を進めなくてはならぬ事になる。即ち結局吾々技術者は作業の進展向上を計る爲めに一大決心と犠牲的觀念が必要である。

作業技師は刑務所内に於ける作業の全責任を負ふべきは言を待たず即ち技術は勿論工場設備、人員配置、豫算關係其他作業に關する一切の義務を負ふべき事を必要とする。然しながら現今に於ては尙舊來の陋習の脱せざる爲めにほとんど以前の授業手的に待遇されてゐて作業上の重要事項に就ても技師の干渉は望まれず、技術者の意見を求めなくてはならぬ場合にも其相談にあづからず、又相談する事を快とせない人もある様である。而して如何に作業技師を取扱ひ又は之に如何なる仕事を與へて作業發展に資すべきかを考慮する事なく、たゞ日日の行動を注意して其職務如何を評する様である。斯くの如き風習の下に客分扱ひを受け敬遠されてゐる状態である事は吾々としても心苦しき事であり、又當局の主旨にも反しはせぬかと思ふのである。

今日新任の作業技師(技術者出身の技師)技手諸君はほとんど斯くの如き状態に置かれてゐるのではないかと思ふのである。従つて刑務所に依りては如何なる仕事を之に與ふべきかむしろ苦しんでゐないかと臆測する次第である。されば技師技手にして刑

務所内の作業に相當經驗を有する者は之を作業主任に命じなくてはならぬと思ふので大正十四年十月九日の司法大臣訓令第十條の一部を將來に於て、作業主任ハ作業技師トシ、缺員其他止ムヲ得ザル場合ニハ看守長作業技手又ハ看守部長ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ト改めなくてはならぬと思ふ。作業主任に非ざる技術者は現在の方法を改めて工場分擔制とし前に述べし如く作業担当として各工場の作業事務を掌る様にする。然れども現在の作業は其種類多く工場別に各担任の技術者を置く事は困難な事である。故に技術者は各自専門の工場を担任する以外にその分に應じて兼任せしむる事とすれば技術者の任務いよいよ重く且つ大となり作業發展に努力し得る價値を生ずる事と思ふ。現在の作業主任は工場主任、營業主任、兩者の複雑なる事務を兼務してゐて家庭に於ける主婦主人の仕事兼ねてゐる様でその間に不行届の生ずる事は察するに難くないのである。故に作業主任はその取扱ふ事務を分譲し單に作業を監督するに止めて作業の大局に注目する様にして萬事に遺漏なき様努力すべきであると思ふ。

以上述べし技師の職務は主として現業に従事する者に關してである。

三、工場に於ける技術者の地位

行刑作業工場に於て技術者は如何なる任務を有するか今後研究し而して新時代に適應せざるものは之を廢し世の進歩に逆行せざる方針を樹立し作業の發展充實に支障なき様務めねばならぬ。工場に於て戒護者及び技術者の何れが主腦者であるかは簡単に決定し得べき者でなく各々其職務に従つて責任義務を果すべきものと思ふ。戒護者は

其文字の示す如く收容者の逃走を護り而して又反則を戒むるを以て目的とし合せて彼等の感化改善に盡さねばならない事は他の職員と同様であると思ふ。而して技術者は作業一般の事務を掌る者にて工場管理、職業指導訓練に盡さなければならぬのである。然るに現今の制度たるや兩者間の區別は明かでない様である。即ち昔日の授業者である技術者は前章に述べたるが如き状態に置かれて戒護に勉むべき看守が作業担当として工場一切の権利義務を掌握してゐるといふ珍現象を生じてゐるのである。而して一方技術者に於ては技師は勿論技手助手に至るまで一人で自由に工場に出入する事さへ許されてゐない様である。(之は全刑務所に適用すべきや否やは知らざれども吾小菅刑務所に於ては工場に出入するに必要な鍵が技術者に與へてなく度々之を要求するも尙聞き届けられてゐない事である)。従つて工場内に於ても何等の職權も有せず技術者の言葉が彼等に徹底せずして屢々作業上に誤を生じ作業の進行を阻害せしむるのである。斯くの如きは技術者が職員としてその職務を果す事が完全でなく従つて適所適材に非ずして能率増進の根本に反する所以であると思ふ。

そもそも看守をして作業担当とするは大なる時代錯誤であると言はなければならぬ。何となれば昔日の單純なる座業時代なれば斯業に全く經驗なき看守にても不充分ながら間に合ふた事と思ふけれども現今の如く機械作業に進み製品素品が複雑になりて來ては無經驗で更迭多き看守では果して作業担当としての價値があるか否か怪しむ次第であつて現業に従事する技術者の等しく痛歎する一事であると思ふ。然らば如何にす

れば工場に於ける作業が圓滑に經營さるゝか。即ち前に述べたるが如く戒護者及び技術者が各々その任務を守り相譲り相助けて一致協力すれば作業發展に資する事甚大であらうと思ふ。然しながら今の技術者の職務規定は全く時代遅れの者にて現今の社會状態に相反するが爲めに作業上に就て兩者間の意見の衝突あり誠に堪へざる次第である。上記の理由に依り當局に一考を煩はし度きは技術者と戒護者との任務の限界である。刑務所の如き特殊工場と雖ども工場一般の仕事は技術者に全責任を負はしむる事であつて戒護者に作業に關する事務を取扱はしめない事である。而して戒護者は單に戒護檢束のみを墨守すれば足りるのである。技術者が工場に於ける作業を主眼として戒護上監視が不行届であると云ふ事は是非共避けなくてはならないのであつて戒護者もその方面に向ふては其の意見を主張すべきである。又技術者と雖ども戒護と言ふ方面にも常に留意して作業を計畫し之を進めて行かなければならない。以上の如き區別は嚴格に言へば明かなる境界を定むる事は困難にして一度意見の衝突あらんか職務上に越權を生じたり又不行届になつて兩者間の融合は困難となり互に相反目して工場の秩序を亂し作業能率を損じ收容者の嘲笑を受くるといふ結果になつて仕舞ふのである。即ち作業の發展充實を計るには兩者の意志の疏通であつて互に妥協して作業に支障なからしむる事である。

四、刑務所業務に就て

刑務所に於ける作業は如何なる業種が最も適當してゐるか

研究して改良して行かなければならぬ事だと思ふ。作業を收容者に課するの目的は法令の示す通り職業訓練をなし出所後生活の道を講ぜしめ再び邪道に陥らない様にし同時に勤勉なる精神を養はしめ、團體生活に重要な智識を與へ、そうして勞働の神聖なるを知らしむる事にあると思ふ。

先づ彼等に仕事を與ふるには入所前の仕事に重きをなし、同時に出所後に於ける彼等の生活方法の意見を聞き、彼等の体質、性質、技能、刑期等を考察して最も適當と認むるものを與へなくてはならない。然るに刑務所の業種にはその數に限りありて彼等の望みを満足せしむる事は不可能であるから本人の望みを主とし作業に關係する人々の最も適當と認むる作業を選んで之に従はしめなくてはならないのである。今假りに彼等の要求を主眼に置いて作業を與へんとせんか其業繁雜になりて之を指導監督するに困難を生じ、而して遂に收支相つくなはざる結果となるのである。

實際刑務所にて覺へた技術を應用して生涯の仕事として眞面目に働いてゐるかどうか怪しきものである。或はかゝる人々は一部の者に限られてゐるだろうと思ふ。私は刑務所に於ける作業と彼等の釋放後の仕事との關係を調べた事もなく又統計を見た事もない事を遺憾とする。(然し當局に於て目下調査中と聞いて居るからいづれ其内發表があることと思ふ。)

刑務所に於て業種を多くする事は色々の困難を生じその上豫定の職業訓練の實績を擧ぐる事が出来るや否やと考ふる次第である。即ち業種は指導監督に容易な作業を撰

み上記の目的に従ひかつ能率を進めて收入増加を計り得た時始めて職業訓練が成功したものと斷言しても過言でないと思ふのである。現今に於て各刑務所は各自思ひ思ひの作業を初めてゐて統一連絡がない爲め同じ業種のある刑務所間では製作引受の競争が行はれてゐる様であつて同族相喰むと云ふ珍現象を生じてゐる様である。之も現在では止むを得ざる事ではないだろうか。

昨年前田技師の作業技師論中の一節と同様に刑務所の主要作業はその地域、販路其他の條件を考察して業種を撰み之に當らしむる事である。例へば豊多摩刑務所では印刷、巢鴨では鍛冶、小菅では木工と云ふ様にして主要作業を決定すれば以上の利益の外には多量生産に依る利益金の増加技術者選擇の容易な事等の理由に依り利する事が尠くないと思ふのである。

五、作業研究機關設置に就て

刑務所と云ふ所に作業技師といふ毛色の變つたものが設けられた事に就て技師として望まじきこと尠からず又色々の不便もある様であるから時期に従ひ改良新しき設備も設けられねばならないと思ふ。吾々の一番苦痛を感じてゐる事は技術者であり又將來技術者として立つて行かねばならない者に取って新しき文明を吸收するに必要な機關設備の全くない事である。最も手近に言へば圖書のない事である。收容者の圖書室には色々の書籍あれども時代遅れの感じのする本ばかりで特に各種専門に至りては等に等しきものである。或種の本に就ては彼等でさへ不便を感じてゐるといふ訴を時々

聞くのであつて誠に心細き次第である。

作業技師たるものは第二章に述べたるが如く各方面に渉る技術が必要である。従つて全く無智識の方面に向ふても研究を進めて行かなければならぬのである。即ち智識を廣く求め一日も研究を怠つてはならないのである。前田技師の説なる中央管理機關設置に就て賛成すると同時に實行期の早からん事を熱望するものである。而して此機關に附屬する研究所を設け必要なる技師を専任せしめて全國刑務所の作業に關する管理企劃等を研究せしめて新時代に遅れない方針を進めて行かなければならぬ。各刑務所にありて直接現業に従事する技術者にも相當の研究の時間と手段とを與へて技術の向上を計る様に努めなくてはならぬと思ふ。

終りに刑務所作業収入は現今に於てかく貧弱でありながら尙五百萬圓を突破してゐるから今後益々改革して主腦者のよろしきを得ば尙進歩發展の余祐餘々である。(終り)

宗教と犯罪

(一)

佐佐木英夫

序説—魔術と宗教—宗教と犯罪—無宗教と犯罪—教會員と宗教心—宗教別と犯罪—猶太教と犯罪—カソリック教徒と犯罪—新舊兩教徒と犯罪—コンプロゾーの宗教に對する意見—無信仰と犯罪—信者と犯罪—宗教教育の影響—宗教と道徳—宗教の社會化—社會的宗教—哲學及び宗教と科學との關係—文明と宗教—我國の宗教と犯罪—結論

(一)

犯罪の研究に魔術及宗教が大に關係あることはシタインメツツやオツベンハイマーの説之を證して餘がある。私は此處に於て只宗教信仰者否所謂宗教徒と犯罪の關係が如何なる工合になつてをるかを述べて犯罪研究の資にしたいと思ふのに過ぎないのである。だから私は先づ西歐に於ける現在の宗教状態を述べ次で我國の現状に及び神佛耶の三教徒の犯罪状態に對する關係を考察し進んで宗教が如何に犯罪に影響するかに就ての斷案を下さうと思ふのである。(一)

(三)

人類は智識探究の最も有效な科學的方法を取つて、絶對的智識を得ることは不可能であるからして假定的精神的定在の存在することは無條件的に否定することは、出来ない。従つて、宗教は尙犯罪に關係あるものとして、論じなければならぬ所の非常なる影響を有するのである。

(二)

古代にあつては魔術的觀念及び宗教的信仰が犯罪的

(四)

宗教の代表者は屢々無宗教のものは犯罪に陥りやす

いものだと云ふことを主張する、犯罪に對する宗教の影響を正確に計ることは不可能である。然し統計の表す所によれば、遺憾ながら否定せざるを得ないのである例へばボンガーは一八七九年と一九〇九年ネーデルラントの國勢調査によれば、教會員でない所の人の反分比は〇・三二から四・九七に増加した。即ち三十年間に一・五〇パーセント以上の増加である然るに同期間に於ける犯罪は幾分か減少してをる。(二)

之は犯罪が少なくならないとしても表面上教會員が減少したため宗教の減少は犯罪増加の原因とはならないと云ふことを示すものである。ボンガーは又一九〇一年から一九〇九年に至る間のネーデルラントで宣告を受けた一二六・〇〇〇人以上の犯罪統計に基いた次の表を用意してをる。(三)

ネーデルラント(一九〇一—一九〇九)

罪質	十歳以上の住民十方につき宣告を受けた數	合計
總數	新教 舊教 猶太教 無字教	合計
竊盜	三〇八・六 四六五 三二七 八四二	三三〇・三
竊取	四〇〇 四八 三五五 九六	四三九
重傷	一九九 三四〇 一三七 五二	三〇七
贓品故買	二六 三五 九二 〇七	三〇

屬してをる機會がある。即ち教會に注意しないと云ふ宗教家であると云ふよりも教會に生れたと云ふ情性で教會に屬してをるものもあるのである。

(六)

宗教別による犯罪の關係は又重要なものである。獨乙に於ては一八九二年から一九〇一年までの間各信者十萬人につき有罪者となつたものは

カソリック教會員	一・三六一人
福音教會員	一・二二二人
猶太教會員	一・〇三〇人

であつた。

(七)

獨乙の統計は前の和蘭の統計を裏書するものである。猶太人の犯罪の少ないのは此等の國々に於ける猶太人が裕福であることと家族人類宗教の組織が強固であることによるものであるが、また一つには人類や宗教が遠ふから外の團體から悪い批評を受けないやうに各自自誠めあふのにもよるのである。

監守	八六	九三	一三一	一九	八七
詐欺	二四	二五	三九	〇四	二四
公の禮節に對する性的犯罪	一九	三四	二〇	〇五	二四
強姦	一五	二二	一五	〇七	一八
十六歳以下の性に對する性的犯罪	〇三	〇三	〇一	〇〇	〇三
總的犯罪	五一	七一	四一	一六	一七
叛亂	三九	七〇	三三	三一	二九
脅迫	七四	六二	三三	三〇	八〇
重大なる脅迫	八五	二〇	三九	一九	九一
謀殺	〇四	〇六	〇五	〇一	〇五

ボンガーの云ふ通り、此の表によれば、第一位は常に舊教徒であつて、第二位は新教徒である。而して次は猶太教徒で最も犯罪の少ないのは無宗教のものである。(四)

(五)

勿論教會員は必しも宗教心の完全な標準とはならないことは事實である、然し大体は分るのであるそれは教會員中にも無信仰のものがあると同じく教會員でないものでも信仰家もあるからである。實際若しも此の關係に相違があれば家族職業及び政治的理由で教會に

(八)

カソリック教徒に犯罪の多いのは一つには耳語懺悔の實行によるのである。(五) 疑もなく無智な人々は彼等が耳語懺悔によるから犯罪を爲すのに大膽であると云ふことである。而し彼等にて課された刑罰の實行は犯罪を免すと思ふからである。然し他の場合に於て懺悔の此の形式は多分犯罪の賠償に導くのである。即ち犯罪を行ふことより犯罪者となる傾向のあるものを自制せしめるやうにするのである。だから落膽せしめるよりも犯罪を奨めるかどうかを決定することは不可能である。然し懺悔の後は罪を免ぜられると云ふ宗教的の教義は屢々不道德な行爲や犯罪行爲を爲す品性の弱い人々を勵ましたと云ふことは疑はない、同様な教義を持つてをるカソリック教が他の宗教よりも一層眞實であるかどうかは云ふことは困難である。プロテスタントの教派の間では一層困難であるかもしれぬ。罪を免すと云ふ基督教の教義は懺悔は過去の行爲の不道德に對して人の責任を免すと云ふ非常に誤つた觀念を傳播するから悪い影響を持つ。これ以上非社會的にして不道德的なる宗教的教義を見出すことは不可

能であるとはバルメー氏の云ふ所であるが誠に最もである。(六)

(九)

カソリック教徒に犯罪の多いと云ふ重要な意義はカソリック教徒やプロテスタント教徒が多くある所の獨乙や其他の國々に於てはカソリック教徒はプロテスタント教徒よりも貧しくあるからである。貧民階級が富者の階級よりも犯罪者を多く出すのはカソリック教徒の犯罪が多いのと全く同様なのである。然しこれは必しも、必要ではない、而して宗教的要素は非常なる影響を持つかもしれない。カソリック教はプロテスタントや其他の宗教のやうに教徒の物質的繁昌を奨めはしない。又カソリック教は貧民や無學なものに非常に強く訴へる。だから貧民や無學者を増加するやうになる。隨にカソリック教會が其の歸依者に要求する卑屈なる態度は智識を獲得するやうに信者を奨励するやうには見えない。

(一〇)

ロンプロゾーは多くの犯罪の宗教的特質を記載し

ではなくて、かへつて知識及教育は犯罪的行爲の誘惑を比較的少なからしめる所の位置に個人を置かしめ易いと云ふ理なのである。

(一一)

同様なる理由で無智であり貧しくある所の信者が犯罪の高率を表はすことも驚くことではないのである。加之宗教自体が均しく犯罪防止の一般的傾向を表はすものだと云ふことを考へてはならない。何となれば宗教は宗教自体で大に異なるものである。而して其故に社會の現象に關して其の影響を異にするものであるからである。今述べたことを了解するためには宗教の廣い意義を研究し且つ犯罪に關する間接の效果を知ることが必要である。

(一二)

幼年及び少年時代に多くの人々が受けた所の宗教教育は通常情緒的性質に力強い影響を與へるものである。此の靈感は重に宗教の神秘的状態に依るものであらう。何となれば生理學的・心理學的過程によつて此の效果を持つものであるからである。特に發情期の青年

た。彼等の中には諸宗教家の凡ての典型があつた。このことが一般的であり得る限りは其の宗教が普通よりも一層情緒的であつたり又は一層迷信的である方が安全である。其の犯罪的傾向を制限することに全然又は大体失敗したと云ふことが明である。而してある場合には其の傾向を刺戟することもあらう。犯罪者の非常なる割合は宗教の代表者が信じてをるやうに宗教を犯罪の萬能藥と考へることは非常に馬鹿らしいことである。(七)

(一三)

前述の事實は他の根據に於ても高い割合があると云ふ決論を暗示するものである。無宗教と思はれてをる所の人々の間に犯罪の少ないと云ふのは驚くべきことである。何となれば此の團體は自己の爲めに考へる所の宗教的の團體よりも大なる割合を有してをるからである。而して此等の人々は宗教的たる無宗教的たるとに論なく宗教的組織の權威や保護を認めないからである。此の事實は犯罪と普通に關係のない所の知識及び教育の高い標準を含むてをるからである。これは知識及教育が犯罪の防止に必然的に必要であると云ふ理

は靈感を受けるものである何となれば其の時には人間の組織に於て最も有效なる刺戟を與へる所の性的機關又は過程が成熟するからである。

若しも個人が宗教的經驗に於て懺悔の現象に伴うて改宗と呼ばれる所の心性的危機を経過すれば宗教的教育によつて爲された靈感は新信徒の心に忘れ難い印象を與へるものである。

(一四)

凡ての宗教は其の歸依者の爲めに道德的命令と案内との手段を持つものである。此等の道德的教育は宗教の情緒的要素より動的に力ある所の援助を受けるものである。即ち超自然的刑罰の恐怖の手段で殆凡ての宗教が企てた脅迫より援助を受けるものである。従つて宗教の道德的教育である所の要素が疑はしくなる。宗教は各其の性質を異にするものであるから、其の關係を一般化することは不可能でないとしても困難である。此等の教のあるものは社會の關係と人類の繁榮とを調和的に進めると云ふ意味で本質的に道德的である。又ある教は衝突や争闘を鼓舞すると云ふ意味で不道德である。ロンプロゾーは新宗教は儀式固守主義象

徴主義又は他の種類の形式主義に陥つてをらないから、舊い宗教よりも一層大なる道德的影響を持つと云ふ興味ある學理を述べてをる。(八)

(一五)

吾等は道德的影響に關係のある世界の重要なる宗教を研究する暇はないのである。然し記載しなければならぬ所の多くの一般的考方がある。今日は宗教を社會化する事が多くある、これによつて社會的價值ありと想像されてある所の多くの道德的教訓は宗教に合體したものでないと云ふことが分るのである、かくて社會的宗教と云ふものが起ると云ふことが主張されるのである。實際宗教は社會的にならなければならぬと主張する論者がある、かくて超自然的要素を除外するのである。

(一六)

さて一方に於て此等の社會的の教訓は其の起源に於ては宗教的でないことは、明である。然し人道主義よ

に一致しないのみならず、實際的にも一致しないものである。

(一八)

これは宗教の影響に關して最も重大なる考方である。結局それは犯罪に對する宗教の直接の結果や人に對する宗教の道德的影響よりも重要なものであることは疑はない。是他なし宗教は常に科學に反對し且つ文明の進歩を妨げるものであるからである。何となれば所謂文明は科學のみによつて得た所の智識で出来るものであるからである。實際文明は宗教が其の勢力を減じたり又は失つたりした時にのみ發達し得るものだと言ふ意味に於て大体反宗教的のものである。ロイバの研究によれば米國の科學者の宗教的信仰に關する試験は左の如くである。(九)

千人の中間人格を信するも

中六百人の科學者

中有名なる四百人の科學者

人格の不死を信するもの

中六百人の科學者

中有名なる四百人の科學者

四一、六八

四八、二八

三一、七人

五〇、五人

五九、六人

三七、〇人

り起るのである。従つて純粹なる「社會的宗教」と云ふものはあり得ない。又「社會的宗教」は人道主義の誤名である。之は宗教が社會的教訓とならぬと云ふ理ではない、而して宗教の情緒的性質から起る所の宗教の動的要素が其の教を有力にするのである而して之に大なる力を與へるのである。然し宗教の超自然的影響に關する問題は尙殘存するのである。

(一七)

人類は凡ての事を知ることは不可能であり、即ち實際絕對的にあることを知ることは不可能である。人智の制限以上に哲學や宗教に機會を與へて常に不可解に止るものである。哲學者や宗教家が其の思辯で科學の範圍を侵さない限りは何等の害もなさないものである。哲學者は科學の何物たるかを知つてをるから此邊をなしはしない、然し宗教の代表者や説明者は絶えずこの馬鹿氣た誤に陥るものである。これが科學的智識の障礙となる所以なのである。宗教的禮拜を信する人は自然的現象の科學的説明の代りに宗教的説明をしようとするのである。従つて宗教と科學とは常に學理的

此の研究は宗教が文明の進歩に緊急である所の智識と能力との増進と共に勢力を失ふものであると云ふ證據になる、宗教が科學的智識の傳播を妨げたり文明の進歩の妨害となると云ふ證據は多くある。氣象學は雨量を調節する力を吾等に教へるのにも拘らず舊教や新教の教會では雨乞の祈禱をしてをる。生理學や心理學は五体又は人格に加へたある行爲は罪であると否とに拘らず消えないものであると教へるのに懺悔さへすれば罪が拭ひ去られると信じてをるのである。贖罪の教義は新約の諸所に發見する所である。例へばパウロがエペソ人に贈れる書中で彼はキリストが其の救主として彼を承認した所の人々の代りに十字架に掛つたことで罪が赦はれると云ふ教義を述べた。即ち一章の七節に「其ノ恩ノ豐ナルニ由テ彼ニアル我儕其ノ血ニヨリ購ヒ即チ罪ノ赦ヲ得ルナリ」(一〇)とあるのはこれである。歐洲大戰の時には各自ゴッドは自己の國を餘計に守るものであると考へたのである、然かもゴッドは一つであり偏することの出来ないことは一神教では當然のことである。(未完)



第九回國際刑務會議と其決議事項

(The Ninth International Prison Congress and its Resolutions)

ペンシルバニアプリズン ソサイエティ報告

今回の會議の會合は八月三日(一九二五)のタロ
ンにセント・ゼームス宮のランカスター・ハウスに

於ける、英國政府の主權にかゝる参列の委員並に會員
に與へられたる、優雅なる歓迎の宴を以て始まつたの
である。茲に委員並びに會員は内務大臣、サー・キリア
ム・チョインソン、ヒックス氏夫妻に迎へられ、同氏夫
妻は更に諸賓客をコンノート殿下並びに同妃殿下に紹
介するの勞を取つたのである。賓客は参々伍々宮殿の

麗しい室とか、電飾の施された庭園や、數多き濯室を
彼方此方へさまよつた。

本會議の第一回は八月四日午前南ケンシントンの帝
國會議館の大ホールで開かれた。内務大臣は現
在英國に行はるゝ行刑制度につき詳細の陳述をなし、
且つ特に一八七二年ロンドンで開催せられたる第一回
國際刑務會議以來起つた主なる變革について特に注意

を述べた。

この開會演説に於てチョインソンヒックス氏は過去
五十年間に於ける行刑事情の進歩發達を力説し、而し
て曰く、

『五十年前にはグレート・ブリテン(イングランド及
びスコットランド)には地方のプリズンに二萬の受
刑者があつた。然るに今日は只だ僅かに八千あるの
みである。』

『五十年前には懲役 (penal servitude) に服するもの
の二萬に達したが、今日は僅かに一五六あるのみ
である。』

『五十年前には一百十三箇所の地方の、かんごく
(local prison) と十三箇所の懲役かんごく (penal
servitude prison) があつたが、今日では三十一箇所
のローカル・プリズンと四箇所の懲役場 (penal ser-
vitude institutions) とあるのみである。』

『此等の收容人員並びに行刑施設の減少の理由は教
育の改善、節制の進歩、生活の條件並びに標準の向
上と、更らに亦た、力めて拘禁に代はるべき行刑施設
の適用を最大限度に可能ならしめんとする裁判官諸
氏の倍加せる努力とに見出さるべきものである。』と

◆ 重大問題

彼は更に進んで説いて曰く、

「人の自由を奪ふに於ては、わが行政府は最も重大
なる新しい一箇の責任を引き受けてゐるのである——
それはプリズンに在る間の有罪者の處遇 (treatment)
と訓練 (training) とに關するものである。一箇の人間
は其人が法律を犯したるの故を以て人間 (human be-
ings) としての自己の權利を失ふものではない。受刑
者は一箇の人間として再び社會に自己の位置を占むる
に適しないような精神と身體 (mind and body) とを
以てプリズンから出て來てはならないのである。』

國家は受刑者を再び普通の公民に復歸せしめる
ために、精神上、道徳上、肉體上の諸作用を彼等の上
に試みる自由を有つてゐる。これが現在我が行刑當局
(prison administrators) の目的とする所なのである。

現在二箇の試みがプリズンに行はれつゝあるのである。
其一つはワームウッド・スクラップス刑務所
(Wormwood Scrubs Prison) が初犯者に對して特殊
施設を與ふるといふ目的を以て組立てられたことであ
る。此のプリズンはロンドンより送られて來る、未だ

嘗つて一度もプリズンに收容されたことのない人々の爲めに、今より二三ヶ月前全く別箇のものとして存置さるゝに至つたのである。其の目的は、かんとくくの氣をなれた環境の中に彼等を訓練しようとするのである。

◆ 作業訓練

「ウエークフキールド刑務所 (Wakefield Prison) は與へられたる作業訓練 (Industrial training) を利用するに足るだけの十分長い刑期に服する人々のために設けられてゐる。六ヶ月以下の刑期のものは何人も此の刑務所には收容せられぬのである。一日十一時間の就業 (an eleven-hour day) 其の内二時間は教育 (education) が強制されるのである。

「別居拘禁 (separate confinements) は已に全く我が英國のプリズンには撤廢せられたのである。自修 (voluntary education) の組織が設けられて、一人の助手 (assistant) は受刑者中より選ばられて典獄 (prison governor) に雇へられて、同じく刑を受くるもの (new prisoners) の學業を指導するのである。課業時間 (work hours) の官吏 (officers) 並びに看守 (ward-

en) は一人も臨席しないのである。自ら已を處し、業に勤むといふことは受刑者の中に名譽の事として認められてゐる。

「今日の我がプリズンには精神の變化の起りつゝあるのが看取せらるゝのである。我が刑務所を包むてゐる氣圍氣は絶望よりもむしろ希望のそれに近いものである。受刑者の間には管理當局を敵視するよりもむしろ之と協同して進まうとする傾向が十分認められる。」

内務大臣は短期刑は全然役に立たぬと宣告してゐる。數週間の拘禁の如きは決して受刑者を改善せしむる機會を當局に與へるものでもなく、亦た、人をしてかんとくといふ考へを思ひ怖れしむるにも足りないと言ふのである。

國際刑務委員の首席たるアルムキスト氏 (Mr. Almqvist) は内務大臣の雄辯なる論述に厚く謝する所ありてチオインソン・ヒックス氏を會議の名譽議長 (honorary president) に推薦せんことの動議を發した所、此の動議は満堂一致を以て可決せられた。尙ほアルムキスト氏はサー・ヘレリン・ラッグス・ブライス (Sir Evelyn Ruggles-Brice) 氏を會議の常設議長 (permanent president) に、及びシモン・ベン・デル・アー博士

Dr. Simon van der Aa) を總理專 (general secretary) に指命せんことを提議し、之も同様直ちに採決せられたのである。

内務大臣は名譽議長に推されたるの光榮を會衆に謝し、席を豫め定まつてゐる議長ラッグス・ブライス氏に譲つた。ラッグス・ブライス氏は多數の各國委員の會議に列せられたるを謝し、就任の撻揆として、拘禁に關する思想について最近起つた變化につき一場の演説を試み、會議に於て討論せらるべき行刑の諸問題につき述ぶる所があつた。

會議に例席した各國の代表者は五十餘箇國に及び、各國委員の數は總て五百人を數へた。

◆ 會議の内容

會議には總會 (general meeting) と共に種々の部會 (section meeting) が開かれた。會議の總會は日曜日を除き七日開引き續き毎日午前開かれたのである。部會は立法 (legislation) 管理 (administration) 及び防止 (prevention) の三部に分たれ、本會議の五日間午後二時より五時まで開會せられ、各部會には夫れ

指名された坐長及び書記が定められてゐた。

午前の本會議並びに午後の部會いづれに在つても列席者の多數に上れると人々の熱心な興味とは特に注目すべきものがあつた。午前の會議には毎日英國政府より特に選ばれた二三の官吏は適切で有益な問題を撰んで演説を試みた。此等の演説はその特徴と重要味とに於て啓發する所頗る多きものであつた。此等の演説が終つてから、前日の午後の部會から本會議に廻はされた、立法、管理、防止に關する決議につき順次討論が行はれた。で、最後に可決せられた此等の決議事項が此の會議の聲言となつたのである。之については後日完全な報告書が公にせらるゝ筈である。

次に掲ぐるものは可決せられた右の決議事項の二三で、午前の本會議で試みられた秀拔な演説と共に、いづれも行刑の改良並びに受刑者の教化とに對する情緒の高まれることを示してゐるものである。

第一日

第一日の管理に關する部會では種々の問題について討論が行はれた。此の部會を組織するものは十六人で、内にエチ・エチ・ハート博士及びデエシー・ホツダー女史が台衆國を代表してゐた。

可決された決議事項は次の如くである。
一、社会防衛の爲めに常習犯人 (habitual criminals) に對する特殊拘禁即ち防止拘禁 (special or preventive detention) と稱すべき制度の設けられんことを望む。

二、特殊拘禁は司法官意により命令せらるべきものとす。

三、此の拘禁の目的は専ら防止的なるに在りと雖、同時に亦た教化作用をして出來得る限り行はれしむべきものとす。

四、此の拘禁の態様は普通の行刑訓練のそれよりも稍々寛なるべし。

五、此の拘禁期間の長短は不定 (indefinite) たるべきものとす。條件附釋放の権限は國務大臣 (Secretary of State) 又は他の相當官意に付與せらるべく、且つ當該官意は各行刑施設に於ける諮問委員 (advisory committee) の助言を受くべきものとす。

之についてはロンドン市の Recorder (市邑裁裁判所の判事) たるサー・アーネスト・ワイルド氏は常習犯人又は累犯者の特殊拘禁の制度の設立を求めたる決議

を一國へ行く場合、之が扶助をなす爲めに、各國の中央かんごく協會 (central societies) の間に國際的な協約が結ばるべきであるといふ意見を持するものである。』

第二日

水曜日(八月五日)には前の總理大臣アスキス卿は、「刑罰の原則」(The Principles of Punishment) の題下一場の演説をコングレスの前に試みた。

アスキス卿は、「吾人は刑の言渡については未だ嘗つて統一と稱すべき何物をも得たことはないのである」と云ひ、彼は更に進んで、「余は正義と平等との觀念によつて、一層共通の標準に近いものが要求せられ、而してその標準によつて裁判官の宣告した刑を執行するの地位に在るものゝ勞務をして更に大に容易ならしむべきであると、常に思ふて已まないものである」と説いてゐる。

身體並びに精神上の診査に關しては意見區々として定まらなかつたが、終に大多數を以て次のような決議が可決されたのである。

『嫌疑のものと及び有罪の宣告を受けたるものは、特別の醫術家により身體並びに精神の診査を受くべき

に對して強硬な抗議を提出して曰く、「一生涯の間或る一人の運命を他の一人の權限に委ぬるといふことは無情にして亂暴である。而して余はかかる宣告を下し得る裁判官は此の國には在るまいと思ふ。是れ實に人間の希望を奪ひ去るものである」と。

此の日は防止に關する問題について重要な討議が行れた。その一般の結論は甚だ興味のあるもので、略ぼ次の如くである。

『此の第三部會 (third section) は刑の言渡を受了たるもの又は條件付きで釋放されたものの取締は警察の手に委ねらるべきものではないと信するのである。之が爲には、財政上國家から補助を受け且つその監督を受くる私立の協會か、又は、官設の或は半官の團體が、若しくは國家から俸給を受け且つ裁判所の驅使に委ねらるる人々 (警察と何等の關係を有せざる) から、或る一つの組織を成立せしめたいものである。條件附の釋放を受けた凡ての人々にはプロベーション (保護觀察) は義務的のものでなければならぬ。而して監視 (surveillance) は刑期を終了したるものゝ場合に限り隨意的のものとなすべきである。』

此の部會は、釋放者が刑の言渡を受けた國以外の或

ものにして、此の目的のためには各行刑施設に必要な職員を設くべきものとす。

かかる制度は犯罪の生理學的並びに社會學的原因を斷定し、由て以て犯人各自に相應する處遇方法を案出せしむるに裨益する所大なるべしと信す。』

第三日

八月六日の本會議に於て最高法院長 Lord Chief Justice of England (ゴワート卿は、「拘禁に代るべきもの」(The Alternatives to Imprisonment) なる題下一場の演説を試みた。會員一同は起立して卿の臨席と演説とに對して敬意を表したのである。

ヒワート卿の言ふ所によれば裁判官が刑の宣告といふ怖ろしい職務を遂行するに當つては、犯人の前科の數及びその性質から或る感銘を受けることは最も有りがちな事である。然しながら、裁判官は一度び刑に服したもにして、再び決して警察の手にかけられないものが非常に多いといふことには思ひ至らないのである。一般公衆が尙更茲に思ひ及ばないのは當然である。

問題は、無理ならぬ事情と事件の性質によりては、眞重な態度で拘禁に代るべき他の方法を適用することに

よりて、プリズンを制限し進んでは削減して行くことが出来ないであらうか、といふ處に在る。拘禁に代るべき最善のものは犯罪に遠ざからしむることである。最悪のものは犯人を罰せざるに在る、固より拘禁によりて求められた目的が滅せざるべきであるといふのではない。況んや棄てらるべきと言ふことをや、斷じてさう言ふのではない。問題は、先人の言ひ残した豫言を滿たすために、或る現實の一層完全な、拘禁に代るべきものを發見して、之を適當な場合に適用するといふことである。此等の豫言は社會の福利が滿たしてゐるべき筈にも拘らず、現在の有様では普通拘禁によつて滿たされてゐるのである。

ヒート卿は進んで斷言してゐる。『犯人の製造ほど公衆の利益に有害なものはないのである。必要もないのに若き犯罪者をプリズンへ送るほど、犯人製造の有効な方法はないといふことを認めなければならぬ。』に、一般社會では此事を認めてゐないのである。そのプリズンでは、彼等青年は自分が持ち掛けてゐたよりも遙かに居心地の好いことを逸早く見出すのである。其處で彼等は恐くは自分の破壊に導くような人や方法と親しむことゝなるのである。而して其處で短期

議の性質上不可能事なりとす。』

微罪 (petty offences) 及び特に公安に重大なる危険を及ぼさざる犯罪に關して、次の決議が採用せられた。

『プロベーション (保護觀察) の制度は極度に擴張せらるべきものとす。罰金を科する裁判所の權限も擴張せらるべきものとす。而して罰金不納のための拘禁を能ふ限り除去せんが爲めには納付を便ならしむる組織方法講ぜられざるべからず。』

此の日本國政府は會議列席の諸國委員にウキンザー城 (Windsor castle) を巡覽せしめた。茶菓の饗應あり。夜に入りて政府はロンドンのハイド・パーク・ホテルに於て宴會を催した。

第四日

八月七日 (金曜日)。大法官 (Lord Chancellor of England) ケープ卿は本會議に臨んで、『不定期刑 ("The Indeterminate Sentence") に關し、一場の演説を試みた。此の問題に關する部會に於ては最も興味がある討論行はれた。我がニューヨーク州のグリ

の刑に服した後は、プリズンといふものに對する彼等の嫌厭を全く棄て去るに至るのである。』(喝采) 演説終つて會衆一同は再び起立して最高法院長の臨席と演説に對して敬意を表した。

此日立法に關する部會では犯罪人に對する區々の訴訟手續の禁止に關する次の決議が可決せられた。

『行刑法規の進北の一般傾向に鑑み、訴訟手續の禁止により社會の利益の増進せられ得べしと認めらるる凡ての場合に、遷善の機會を與ふるの主義 (Principle of opportunity) を採用するは頗る機宜を得たるものと信す。』

『警察法規の違反及び未成年者の犯罪については、遷善の機會を與ふるの理由を以て、訴訟手續の禁止せらるべきや否を決定する原則は最も廣き範圍に亘りて適用せらるべきものとす。』

『右の場合に對する裁量は自由なるべからずして、或種の監視 (supervision) を加ふべきものとす。然れども、此事たる各國の司法制度に關する所あるを以て、此の監督方法の司法官意によりて行はるべきや、將た又た社會公衆の手によりて行ふべきものなるや、そのいづれなるを問はず一々その種類を列舉するは國際會

ツク博士及びマサチユセツツ州のベーツ氏は此の討論にあづかりベーツ氏は右に關する次の決議文の作成に援助を與へた。

『當部會は不定期刑を以て刑罰簡別化の當然の結果なりとし、且つ社會防衛の最も有力なる手段の一なりと信す。』

『不定期刑については宜しく受刑者の條件附釋放に關する保證並びに規則を定め、各國の國情に順ひて之を運用すべきものにして、且つ、輕罪の初犯者に對しては豫め判決によりて刑の最大限を定むべきものとす。常習犯人及び稍々危険性を帯びたる犯人に對しては、犯人が再び社會生活に適應するに足ると認めらるるまで、條件附釋放を許さざるべきものとす。』

第三の防止に關する部會に於ては『活動映畫の上場 ("The Exhibition of Films in our Theaters") に關して長い討論が行はれて、青年の悪化を防ぐため、各國に有力なる檢閲機關 (censorship) が設置せらるべきだといふことが力説せられた。』

管理に關する部會からは次の決議が採決せられた。

一、初心の受刑者をして犯罪經驗に當める受刑者に感染せしめざるは行刑處遇の最も重要なものゝ一なること。

二、性と年齢とに従つて當然の區別 (division) の行はれ、受刑者の精神状態の考慮せられたる後、爾後改造せらるべき性格と技能とに従ひ更らに分類 (classification) の行はるべきこと。

三、長期受刑者に適當なるも、短期受刑者に施す能はざる訓練の組織課程をして適用其宜しきを得せしむるがため、兩者は各自別箇に處遇せらるべきこと。

四、受刑者の種々の分類は居所を別ならしむべく、能ふべくむば、一長官の下に在る一刑務所中の又は或る場合には特殊刑務所に於ける別箇の建物に住せしむべきこと。

五、刑務所の何たるを問はず、一刑務所中に收容する受刑者五百人を越ゆる時は、必要欠くべからざる箇別處遇も之を適用するに困難なること。

「受刑者の作業に對する報酬」 ("Remunerating the

prisoners for their work") の問題については、次の決議が採決せられた。

一、國家は受刑者により強制的に行はるゝ作業に對して賃金を支拂ふ (To pay for work compulsory performed by prisoners) べき義務を有せずと雖、或種の報酬 (recompense) を支給 (offer) するによりて彼等の作業を奨励すべきは囑望に堪えざる所なり。

二、前記の報酬が金錢の形に於て支拂はるゝ場合は之を所持せしむることあるべからず、且つ何等慈善的の扶助を受けざる受刑者の家族にして重大なる疾病に罹れるものありたる場合又は家族の貧窮に陥れる場合を除き、受刑者が右の報酬を外部の支拂に充つることを許可すべからず。

然れども此の報酬の不可侵たる所以は、受刑者が入所當時携帯し來れる、又は、刑期中外部の出所より獲たる金錢にまでは及ぼさざるものとす。三、賞與金 (gratuity) — 作業成績佳良なるの故を以て増加たるものなると否とを問はず — は、受刑者の國家及び被害者に蒙らせたる損害を賠償するがために特に利用せられんことを欲す。

四、受刑者は釋放に際して自己の賞與金を自由に處分するを得ざるものにして、賞與金は受刑者の眞實の利益を謀るに最善と認めらるゝ方法によつて

受刑者に代つて之を使用せんとする管理人 (trustees) の手中に存するものと看做さるべきものとす。

五、未成年者に對しては彼等が成年に達したる時彼等にとりて小資本たるに足りるの金額を贏ち得るの道を講ずべきものとす。此の金額を徒らに費消せしめざる用意は成年の場合に於けるよりも一層嚴重ならざるべからず。

八月七日(金)の夜此の會議に列席したる約三百人の委員並びに會員は、英國歡迎委員によりホテル・セシルに催されたる宴會に臨んだ。席上演説をなしたるものゝ中には、我國のハート博士、英國側にてはアスター夫人がゐた。

第五日

八月八日土曜日午前ホールディングン卿は、「刑罰の意義」 ("Meaning of Punishment") につき才識共に

秀でたる一場の講演を試みた。

茲に掲げたる最も重要な這般の會議の議事に關する大要の報告は、我が協會の會長並びに派遣員によりて供給されたる材料より作成せられたものである。

(Tennsylvania Prison Society)

E. M. Wistar

(Prison Journal, October 1925)

ニューヨークに於ける

新聞紙利用の犯罪防止

目下ニューヨークの Brooklyn Eagle 紙上には同市の商業取引から犯罪を免除せんとする宣傳運動が行はれてゐて、今後半箇年間は引續き行はるゝ筈である。其目的とする所は、飽くまで深く犯罪の事實を公衆の意識に刻み込んで、アメリカに於ける驚くべき犯罪率を覺知せしめんとするにあるのである。これは大部分製造家並びに實業家であるニューヨーク市ブルックリ

The Clutch of Crime!

Will it Tear Down the Church?

And—IF IT DOES,

WHAT WILL HAPPEN?



Courtesy of the Brooklyn Eagle

Chaos would reign in all parts of the civilized world. Your property would be valueless. Your business would be wrecked. Your home would vanish. Your family would be unsafe. You and your neighbors would revert to the social condition of the cave-men when the strongest arm, swinging the biggest club, took whatever its owner desired!

It is the Church that has sustained whatever progress we have today. Religion rules mankind. It is the backbone of our laws. It is the cornerstone of our faith in one another, without which there could be no business, no social stability.

It is the plain duty of every citizen to support the Church, without which Brooklyn could not support us. Are YOU doing your part? The Church wants YOU. Not just your money, but your presence at Church services, your active interest in Church enterprises, your work for Church extension, your personal effort in evangelization.

Non-churchgoers are exerting a most malicious influence. Smug indifference is responsible for all that is wrong with our city. Do you sit idly by and criticize? Are YOU a shirker?

Prove yourself a good citizen, show your gratitude for the good things you have in life, by going regularly to Church—any Church. There are 583 of them in Brooklyn—one within walking distance of every home.

AN UGLY OMEN

This is one of a series of full-page advertisements against crime in the Brooklyn Eagle. The cost of the drive is assumed by several hundred Brooklyn citizens, who hope thus to bring the public to a "realizing sense of the stupendous extent of crime in this country."

ン區の四五百人の市民が相俟て、各自其の費用を負担してこの新しい試みを企てたので、その宣傳機關として「イーグル」紙の紙面を買つたのである。買ひ上げられた紙面は、「犯罪界、教界、並びに家庭に於ける真相があるがまゝに暴露し、重大問題の解決に資せん」が爲めに使用せらるゝのである。この紙上宣傳の皮切として第一回の分は、「我等は何を爲しつゝあるか」(“What we are trying to do.”)の大見出しで現はれて、そして之には、「今日の合衆國に於ける最大脅威は犯罪の傳播である」(“The Spread of crime is the Greatest menace in the United States to-day.”)といふ小見出しが附いてゐる。その本文には、ロンドンの十件の殺人犯に對してニューヨークに於ては百六十件の多きに及び、而してロンドンの十件中の七は死刑に處せらるゝに反して、ニューヨークに於ては百六十件中死刑を執行せらるゝものは唯一件あるのみである。シカゴは一日一件といふ殺人犯の割合でアメリカの全都市の第一位を占めてゐるが、之に類した状態は他にも到處に存してゐる、といふ事實を陳述してゐるものである。

「イーグル」紙の廣告主任タイタス氏は、此の運動に

對する反應は甚だ喜ぶべきものだと言つてゐる。多くの製造家はその工場内の時計の傍に貼りつけるために争つて發行前から、宣傳記事の載つた號の第一版を請求し、教會の牧師も宣傳の掲載せらるゝ、毎日曜日の説教にその宣傳について書きたいと云つて同じ請求をして來る、と氏は曰つてゐる。タイタス氏の曰ふ所によれば、「此の紙面に金を醸出してゐる人々は、犯罪状態を征服すべき、未だ嘗つて試みられなかつた有力な武器を掌裡に握つてゐると信じてゐる」のである。

此の犯罪號に筆を執つてゐる「イーグル」紙のステイブソン氏はニューヨークの一雜誌記者に、調査の結果、犯罪防止には三つの重大な要素が其用を失つてゐることを信ずるに至つたと告げ、是非再び之を確保しなければならぬと曰つてゐる。ステイブソン氏に従へばこの三つの要素といふのは、

- 一、法の運用
- 二、教會及び日曜學校(宗派を論ぜず)
- 三、輿論

裁判官は目を追ふて心弱く動かされ易くなつてゐる。現在のバロール・ボード(假出獄委員)は殆んど節制を知らないのである。行刑のことは政治の圏外に置か

るべきである。固より凡ての政治家が非難されるべきではないが、組織としての政治が悪いのである。パロール・ボードは取引の具となつてはならない。赦免の権限は知事の手から奪はるべきである。一犯人を獄に投ずるには十二人（陪審員の數）の手にかゝるのであるから、彼を獄から出すにも十二人の手を経るべきである。

法の運用については以上言つた通りであるが、市民自身については、彼等は手を袖にして傍觀してゐるのである。市民は一切を警察に委かせてゐる。たとへ警察が最善の努力を盡してゐるとしても、公衆の援助を待つて初めて實を果せることができるのである。今や實業家諸子が運動の前線に立つべき機は熟してゐるのである。新聞紙にすゝり泣く姉妹達は殺人犯よりも犠牲者に對して多くの涙を注ぐべきではないか。

新聞紙による防止宣傳の運動の起りは右の如くであるが、今では此の運動は、地方の重立つた宗教家法律家から寄せられた論文が此の宣傳號に掲載されるので、地方にまでも及んでゐるのである。

宣傳號にも色々のものがある内、其の一には「イグル」紙で犯罪狀況に關する統計を合衆國各州の各

が與へてある。

『混亂は文明世界の到處を支配するであらう。貴下の財産は何の價値もないものとならう。貴下の取引は破壊されるであらう。貴下の家庭は安全の地ではなくなるであらう。若し兇暴な手がその欲するがまゝに一切のものを奪ひ去つたならば、貴下と貴下の隣人は穴居時代と何等撰ぶ所のない社會狀態に立ち戻らなければならぬのである。』

我等の現在有つてゐる文化を支持して來たものはチャーチである。人類を支配するものは宗教である。それは法律の脊骨である。それは吾人相互の信用の柱石である。之なくしては何の取引も何の社會の安定もあり得ないのである。ちとチャーチ宣傳員が強過ぎる。チャーチを支へ助けるのは、各人の明かなる義務である。貴下は貴下の役目を盡くしてゐられるでせうか。チャーチは貴下方が必要である。貴下の錢ではない。教會の動行への出席である。教會擴張の努力である。傳道に於ける貴下自身の熱心である。

怠ることなくチャーチに行くことによりて貴下が良民たることを證據立てて下さい。ブルックリンには五百八十三の教會があります。いづれも貴下の家から歩

大狀師より徴した結果の報告がある。これに由ると、三十三箇の回答があつたが、「大多數のものは、利用すべき犯罪統計がないとの回答であつた」。四十八州中統計を送つて來たものは僅かに十五州であつて、而かも甚だ不完全なものであつた。その宣傳文の終りは、左の語を以て結ばれてゐる。

『各州の官吏と協力して作製せられた合衆國の犯罪統計のないといふことは、犯罪問題を取扱ふに非常な不便となつてゐます。貴下が新聞紙に一瞥を與へられたら合衆國の到處に刻々に犯罪の増加してゐるのがお解りにならうと思ひます。若し我等が犯罪の存する處を知ることができなければ、如何にして犯罪の汚點を試ひ去ることができませうか。』

他の一つには、全紙一杯に、一つの手が教會の塔をひつ掴まうとする様が畫かれてゐて、「犯罪の把握」(“Clutch of crime”)する所とならなうようにと警告を與へてゐる。紙面の上部には大きく“The Clutch of Crime”と記されて、其の下に「犯罪はチャーチを引裂かうとするのか、若し果してそうなつたら、結果はどうなるであらうか」(“Will it tear down the church? And—if it does, what will happen?”)と小見出しで問ひを投げつけてゐる。本文にその解答

いて行かれるのである。チャーチへ行つて下さい。』

(Literary Digest, October 17, 1915.)

議會に於ける刑餘者資格問題

普選法第六條の刑餘者資格條項削除を目的とする選舉法改正法律案の提出は、全國保護事業家よりなる期成同盟會の熱心なる運動の結果、遂に各政黨を動かして議會に於ける大きな問題になつた。

すなはち同交會、政友會、新正俱樂部の熱心なる主張により、すでに提出済みとなつてゐるが、憲政會は政府に於て之に所見を異にするため與黨として賛成することに出来ないが、政友本黨は前記三會の提出案には賛成しないが、更に修正案を出して改正の意志を表明することになつてゐるさうであるから、結局何等かの條件を附して緩和するることになるであらうと觀測されてゐる。

尙政同盟會は全國同志より請願書を集めて之を提出する外、各代議士を歴訪して領解を求め、又演說會を開いて輿論に訴へ、パンフレット、ピラによつて宣傳し、極力目的貫徹に努めてゐる。

生きた英語

(前掲のイの部から毎號綴りておけば辭書になります。)

ロの部

- ロー (Law) 法律、規則、
- ロード (Road) 道路。
- ロワー クラス (Lower class) 下層社
- 會、下級民。
- ローカル カラー (Local colour) 地方色
- 固有色。
- ローカル プレス (Local press) 地方新聞。
- ローン (Loan) 貸附、借金。
- ロケーション (Location) 位置、場所と云ふ意味だけれども、此頃活動寫眞の方面では野外で撮影することを云ひ、ロケーションハンター (Location hunter) はこのロケーションをやるに、場所を探し廻ることを意味する。
- ロック (Lock) 錠、閉鎖、水門。
- ロコモティブ (Locomotive) 運轉する、
- 移動すると云ふ動詞だが名詞になると機関車のことを云ふ。
- ロエス (Loess) 黄土、
- ロジック (Logic) 論理、論理学、ロジカル (Logical) 理論的、論理上の。
- ロス (Loss) 哲學上用ふる語彙で道、眞理、神とも云ふべきもの、本来は言のこと。
- ロング (Long) 長さ、久しい、遠い、
- ロングコート (coat) 長衣、ロング
- ディスタンス (distance) 長距離。
- ロード (Lord) 主、君主、貴族、地主、領主。
- ロス (Loss) 失へる、負けたる、ロス
- トラブ と云へば失戀のこと。
- ロットリー (Lottery) くじ、福引。ロータリー (Lottery) 最下級の。
- ロイヤル (Royal) 忠實な、忠義な、ロヤリチー (Loyalty) 勤王、忠義。
- ロイヤル (Royal) 國立の、王の、ロイヤルアカデミー (Royal Academy) 英國々立美術學校のこと。
- ロマンズ (Romance) 小説、物、物語。(君はなか〜) ロマンズがあるね「海のロマンズ」ロマンチック (Romantic) は小説的、話のやうな。
- ロマンカソリック (Roman Catholic) ローマ教、天主教。
- ロマンティズム (Romanticism) 浪漫主義、浪漫派、十九世紀の初に起りし文學上の流派、我國でも自然主義文學の起る以前はこの浪漫派即ち傳奇的物語的な傾向の文學が流行した。
- オートグラビュニア (Auto-gravure) 寫眞門版を輪轉式に印刷する機械。
- ロックアウト (Lock-out) 工場閉鎖、職工がストライキをした時雇主は工場閉鎖をしてこれに對抗する。
- ローンテニス (Lawn tennis) ローンは芝生、芝生で球を打ち合ふところより名づく。麻球と稱してゐるもの。
- ロック (Lock) 岩、磐石。
- ロップ (Hoop) 綱、索、繩。
- ローズ (Rose) ばらの花、ローズ色など
- とばら色と云はない。

思想批判當否に就て

千輪英性

正邪善惡など云ふことは、人間が好加減に定めたことで、毫も顧慮する必要のないことだ、とは左傾思想に嗜れてゐる連中から、度々聞かされる言葉である。一般人として、之を肯首するものは、勿論ないであらう、精細に考究すると、左傾論者の思想こそ、人生觀宇宙觀に於て、或一部分ばかりの觀察や、特種な主義觀を基礎として、好加減に構成した獨斷的結論に外ならぬことが、容易に了解出来るのである。

抑々吾人が宇宙間の森羅萬象を觀察するに當つて、其の半面ばかりを觀て、之を是非し、又は其の一部分だけの研究を以て、全体の眞相であると速断することは、佛教にいふ擔板漢の譏を、免かれないものである。世の歐化論者が、兎もすると東洋思想中の、靜的方面ばかりを觀察して、消極的不活動の思想となし、生存競争激烈なる現今の社會に無用の長物視し、妄り

に歐化の宣傳をすることは、唾棄すべきことではなからうか。畏くも一昨年十二月御喚發あらせられた、國民精神作興の大詔を拜讀して、お五國民は日夜恐懼措かざる次第である。彼の輕佻詭激なる思想の根源を探究すれば、多種多様で簡單に之を結論することは困難であらうが、主として西洋の惡思想に對し、嚴正なる批判と、十二分の研究を重ねずして、妄りに鷓呑した結果に外ならぬことは、敢て予の一家言ではあるまい、換言すれば、歐米の學者、有識者から、頻りに推稱せられ、美望されて居る、東洋獨特の落着即ち冷靜なる批判考察を忘れたが爲であると思ふ。

世界に於ける民族興亡の跡を精査し、其の思想の變遷を研究すれば、何處も同じ秋の夕暮の觀があつて、極端から極端に走つて居る事實は、明かに各國の歴史が物語つて居る所である、従つて國を愛し道に志す吾人として日夜留意すべきは中正の思想でなければならぬ。苟くも新舊如何なる思想に對しても、無批判な鷓呑を止め、好加減な速断を禁じて、其の思想の由來する根源を究め、其の眞相を明かにして、後始めて自己修養の資とし、吾人生活の糧とすべきである。

想ふに佛教思想に對する批判の如きも、其一班のみ

を觀て之を全豹であると誤解して居る人が往々ある。例へば佛教に於ける涅槃の意義を單純な虚無と見做して居る人の如きは、之れ偏に十分なる佛教の研究をなさずして、好加減な速断をするからである。小乘に於てすら涅槃は絶對的虚無の意味に非ずして、一面に積極的の意味を含有して居る。況んや大乘教理に於てをやで、涅槃の眞意義は、實に自由活動の根源であり、大悟徹底の究竟位である。詳しく説明すれば中正なる觀察、深思、思想、思想統一、言語、行爲、生活、精神的奮闘の八種の活動に依て、初めて體驗せられ、創造せられるものが、即ち涅槃であつて、佛教に言ふ八正道とは此の覺位に至る正しき活動に名けたものである。故に涅槃とは分裂的個体的生活から解放せられて、自主獨立の積極的精神生活を確立する、意義であると申して宜からうと思ふ。實に是れ刑務教化上適切なる思想である。

元來東洋思想は、一見靜的である様に誤解されるが、少し研究の歩を進むれば、動的意義のあることが、容易に知られるのである。具體的に之を説明すれば、歐化論者や皮相的研究者が、東洋思想を以て、妄りに長火鉢の前に坐つて居る様な消極的であると誣ふると

の表現であることは斷言して憚らぬ所である。要するに吾人萬事萬物に對し、正邪の判別をなすには、苟くも一面觀に終らず、表裏兩面乃至多方面から其の全体を精細に觀察し、嚴正なる批判を下して以て、宇宙の森羅萬象を結論しなければ、到底其の眞相を掴むことは出来ないと思ふ。而して吾人が實際生活に於ける、正邪判別の事實を、靜かに省察すると、理智に於ては極力否認して居る事實に對し、兎もすると、感情の上から肯定して居ることがないであらうか、少くとも鹽も、時に方便的の考、詳しく云へば、都合の好い自己辯護を前提として、正邪善惡の判別を、實際生活の上にて、曖昧に取扱つて居るものが果してないであらうか。此處まで深く自己凝視をなし、嚴正なる自己批判を下すと、お互に慚愧の念の浮ばぬものは、少なくともいのではないであらうか。假令右に述べたことが、お互日常生活の事實に近いとしても、此の自覚さへ出来れば、萬事萬物に對し先づ正、不正の判斷が、割合に明瞭になる様に思はれる、之に反し、無自覺なるもの、實際は、左傾論者と何等採ふことの出来ない、無茶苦茶な生活をして居る様に實感せられるが、之は予一個の偏見であつて

以對に、西洋思想に對しては、立つて歩く如何にも積極的な様に、詭辯を弄することが多いが之れ甚しき謬見である。坐つて居ると、立つて居ると、何れが人間らしいかと云へば、二つとも人間生活に於ける一面の表現で、覽の様立つことの出来ない坐り方が、人間らしくないと共に、人形の様立ちづめで、坐ることの出来ないことも、不具者であつて、何れも眞實の人間らしい生活でないことは、今更論する迄もない人坐ることも立つことも自由自在に出來てこそ初めて人間らしい眞實の行動である。東洋思想殊に佛教教理は此の變や乃至不具者的の偏狹、我執な思想、行爲を徹底的に打破して、消極に偏せず、積極に墮せず、何處までも中正な思想を鼓吹し、人間らしい生活の正道を教示して居るものである。佛陀の説き給へる八万四千の法門、所謂應病與藥の教は、中正の精神から流露したる、理想的の宗教である。

近來倫理學者に依て、左傾思想矯正の爲め、頻りに唱道せられて居る、一即多主義——個人即全体主義——有限即無限主義——同圓異中心主義の精神生活は、偶然の一致か、又は佛教教理の燒直しが判明せぬが、何れにしても、以上に概略説明した通り大乘佛教精神

正しからざる獨斷的結論であらうか。

吾人が普通に使用して居る正、不正の語は、主として相對的に表現せられて居る様である、例へばお互の言語行爲等に對して、之は道德上正しいとか正しくないとか、或は法律上又は宗教上正しいとか正しくないとか、批判を下して居る、實際に於ては批判者の特有な立場から、殊更に法律上、道德上、宗教上、などの前置を省略して單に其の正、不正を判定して居る様である。無論普通一般人としては、常識的に道德上の見地に立脚して、事物の正、不正を判斷して居ることは申途もない。而して右の如く三者の特有な見地から批判して、正なる觀念が幾通りもある様に連断してはならぬ、之れ三者見解の廣狭から出て來た結論で、決して絶對的に黑白のあるものではない、正なる觀念は人若しくは時や所の異なるに依つて絶對的に多種多様な差別が出て來るものではない、一見形式上に於ては其の觀があつても、本質上から云へば多即一に結局約る唯一の眞理でなくてはならぬ。換言すれば、假令三者が表現の形式上に於て、異なつて居つても、三者の見解中に普遍し共通して居る、一眞理のあることを見逃がしてはならぬ、其處に正の何物かと、明瞭に吾人

の心眼に映るのである。正の字体が一に止まるとなつて居ることは、お互に深く味ふべき點である、之に反し不正が邪の字体から云つても一に止まらず、御都合主義に何時でも迎合する様に多種多様になつて居ることは特に銘記して居る必要がある。

要するに、正とは眞善美の異名であつて、不正とは不眞不善不美の稱呼である、深く確信して居るものである。

終りに更に一言したきことは、近來に於ける我が國行刑上百般の改善が、主として人格尊重の根本精神から出て居ることは、敢て識者を俟つまでもなく、一般に熟知せられて居るものと思ふ。然るに實際上の見聞に照せば、日々新たなものとしての、彼等の指導又は處遇に非ずして、先入主となり居る古い觀念を基礎として、彼等に對して居るのではなからうかと、疑はれる點が少なくないのである。而して彼等の總てが實際に於て、日々新たなものとなつて居ると斷言することは俄かに出来ないが、少くとも指導の位置にある全行刑官が吏が、日々新たなものとして、彼等に對することが改善主義の行刑を全うする所以であり、又吾人の正しき態度ではなからうか。果して然らば人間の通人性は

ならない事柄を前提として實施されたのであるけれども、實施後日向淺きが故に、目下の處では未だ試験中に屬してゐるのであるが、今回同氏によつて其の成績の一部が發表せられたことは、誠に機宜に適した事柄であつて、殊に少年刑務所に職を奉ずる私に取つては、不定期刑に對する受刑者の感情や、心理状態に關し、彼此相對照して得る處の鮮少なからざるを喜ぶと共に同氏の勞を多とする處である。然しながら同氏は其の結論に於て『不定期刑の眞意は短期終了と同時に釋放せしむる處に存在するのであつて、さもなくば短期の言渡しは無意味のものとなり、却つて不定期刑の長期に相當する確定刑を言渡されたと同様である』との意を述べて居らるゝやうであるが、此の點に就ては遺憾ながら私は共鳴することが出来ないものである。勿論不定期刑の理想は短期終了により釋放せしむる處にあるかもしれないけれども、短期終了と同時に釋放せしむることが出来ないにせよ、相當に短期と長期とに距りがあるならば、其の間に於て釋放せられ、と言ふ前途に希望を持たせることも敢て困難なことではなく、之がため彼等をして自暴自棄に陥らしむると言ふ處は決して無い筈だと思ふのである。次に同氏は『現今最も多

申す迄もなく、彼等の特有性に對しても、一步を進めた深い研究と十分なる考察をなすことの必要なると同時に、之を教化する宗教上道德上の思想に就ても、正確なる研鑽と徹底せる觀察を遂げ、以て先入爲主の舊思想に泥まず、又輕佻浮華の時潮を追はず、思慮の沈着と行動の活躍とを以て、その職に盡すことが行刑の改善に資する所以の道であらふと思ふ。

田中氏の「『不定期刑に就て』を讀みて」

小林實然

刑政新年號に於て、川越少年刑務所教務主任田中秀實氏の『不定期刑に就て』と題する御考察は、我國に於て最初の試みとして實施せられた少年法により、刑事處分に付せられたものに對する結果の一部發表であつて、從來幾多の刑事學者が同法の制定に關し科學的研究を遂げ、又歐米諸國に於ける該制度の實施に鑑み、我國に於ても之が施行の曉には、必ず好結果を得ねは

い一年以上三年以下の刑も、受刑者の素質不良な點から考へると短期一年は殆んど意義をなさないと述べて居らるゝが、之も短期終了と同時に釋放せしむることが出来る迄に改善することは困難であるかもしれないけれども、短期と長期の間に於て、行刑の目的が達成さるゝならば決して無意味だとは言へない。更に『成るべく短期と長期との距離を接近せしむる意味である、之を極端に解釋するならば、不定期刑は結局確定刑と何等の變りもないこと』となりはすまいか。之を要するに田中氏の所論は、不定期刑を以て短期終了と同時に釋放すべき點に力を入れ、それを基礎としての立論である。故に短期と長期との距離の如何は敢へて問題として居られぬやうに思はれる然るに不定期刑に對し、川越少年刑務所の受刑者が如何なる考を抱いて居るか、また其の考が如何なる結果となつて表はれてゐるかと言ふ道行きを熟讀するに至つて初めて同氏の所論が、川越少年刑務所の受刑者を中心とした見解であることが見出されたのである。ところが彼等が不定期刑に對し如何なる考を持つて居るかと言ふ點に就て、川越と盛岡との兩少年刑務所の間に、大きな徑庭が存

在して居るのである。即ち同氏の調査によると

一普通を行状を持つたならば短期終了にて釋放せられる

二少々行状は悪くとも短期と長期の半分位で釋放せられる

三兇悪不良改後の見込のない者は長期全部を執行せられる

以上の三種を擧げて居らるゝのである。

然るに盛岡少年刑務所の受刑者に付て、私の調査した結果によると。

一短期終了にて釋放せられると思つてゐた者の極めて少いと

二行状を慎み改後の見込のある者は、短期と長期の間に於て釋放せられる

三行状が不良で改後の見込のない者は長期全部の執行を受けねばならぬ

何年以上何年以下と言ふ刑の言渡しを受けた理由を知つて居るかと言ふ問ひに對し

『わかりません』

と答ふるものもあつた、之は余程低能に近い教育も極めて不完全なものである。

以上の中第三が兩所共に「様であるが、之はそうあるべき筈であつて、別に問題とするに足らないけれど

も第一と第二を比較し、其の間非常な相違のあるのは、一休何が原因するのであらうか、想ふに之は裁判所側に出るに相違ないけれども、其の主なる原因は、土地の状況や、環境の相違により見聞の範圍に廣狭があることや、或は思想的に目覺めてゐると否とに係はるが爲ではあるまいか。

斯うした考へ方の相違が、結果の上に表はるべきは當然のことであつて、川越少年刑務所に於ては「彼等は短期應當日に釋放せらるゝことを豫期してゐたにも拘らず、遂に釋放は許されず、彼等が失望落膽するのは無理からぬことで、職員は全力を盡して教化指導の任に當り、自暴自棄の防止に腐心して居る」と言つて居らるゝが、彼等が入所當時から、普通の行状でも短期應當日には釋放せられると言ふ考へ此の誤まられた考の除去に努力して居らるゝことは勿論ならんも、彼等の所謂先入主的な考を持つてゐることが、斯うした失望落膽の因をなして居るのではあるまいか。之に反し盛岡少年刑務所に於ける受刑者は、短期應當日の経過により失望落膽自暴自棄に陥るものゝ、絶へて見出し難いのは、初めから短期終了により釋放せられること

を豫期してゐなかつたが爲である、斯うした現象が果して善いか悪いかは元より別問題であるが、兎に角不定期刑に對する彼等の考へ方の如何は極めて重大な問題であると思ふのである。何となれば、此の考が正しくシツカリきまつた處に落付があり、覺悟が定まるからである、若し此の考がフワ／＼してゐたり、誤まられてゐるならば、それが不平の原因となり、矛盾撞着となることは當然のことである。故に彼等に對し吳々も、不定期刑に對する正しい見解と、シツカリした覺悟を持たせることは、着實に刑の執行を受けさせるに於ての素地を與へるものと思ふのである。

私は行政新年號に於て、不定期刑に對する卑見の一端を述べてゐたのであるが、要するに現在の狀態では短期終了により釋放し得べきものゝ少きは勿論、動もすると長期全部の執行を余儀なくせらるゝものもありはすまいかと思ふのであるが然し短期と長期との間に於て釋放し得べき性質のものが最も多數を占むることと思ふのである。

然しながら翻つて考ふるに、少年法が我國に於ける最新の刑罰法である以上は、今少しく理想的に考察すること許さるゝならば、目下の處に於ては未だ確實

に其の成績の全部を發表し得るの時期には達して居るまいと思ふのである。何となれば、少年法を實施する機關としての少年刑務所の現在狀態と、理想的に制定せられた少年法とを比較對照して、甚だしく釣合が取れてゐないからである。換言すれば、少年刑務所は刑罰執行の場所と言ふよりも寧ろ特別教化の任務を司る機關であると言ふ意味に於て、設備の改善は元より、常に受刑者に直接する職員の素質が遺憾なく向上せられた後でなくてはならない、斯う言ふと、あまりに理想に走り過ぎた議論のやうに聞えるかもしれないけれども、現在の程度に於ては、事實が制度の美に伴はないがため、少年法の齎す處の眞實の成果を見ることが出来ないと思ふのである。如何に制度の美があつても、其の制度に伴ふ設備と、運用が適切に行はれなかつたならば、確實な効果を擧げることが、蓋し困難のことと言はねばなるまい。殊に盛岡少年刑務所のやうに、成年受刑者を收容する支所の併置されてゐる處では、職員に對する氣持といつたやうな、言はゞ二重人格の持ち合せが無くてはならない、斯うした矛盾があつては、完全に法の精神が活用されないのも穴勝無理と

は言へないのである。少年法實施以來の入所者が如何に不良性を帯びてゐるかは實に想像以上である、中には如何に最負目に見ても改善の可能性があると認めることの出来ないものも可なり含まれてゐる、斯るものに對し頭から宗教や道徳を注入したからとて結局不得要領に終らねばならない。先づ境遇の激變や生活状態の變化を利用し、これ迄の習慣や惡癖を根本から叩き碎いて捏ね返し、そして除るに形を造つて行かねばなるまい、それには相當の道具立の必要なることは言ふ迄もない。現在の少年刑務所の状態では、遺憾ながら道具が整つてゐない、此の意味に於て將來設備の上にも處遇の上にも、未だ研究を要すべき幾多の事項が残されてゐることと思ふのである、是等が完全に整頓された後に、初めて少年法の精神が遺憾なく發揮せらるゝと共に、眞實の果を見ることが出来やうと思ふのである。

とは強ち徒事でもあるまいと考へるのである。茲に所感を披瀝して諸賢の批判を乞ひ當局の一考を煩はす所以である。

二

偕て該規定によれば第一項には兩種の月額表を示され第二項には『第一種作業とは特別の技能を要する唐木指物、外何々の類及特別の強力を要する煉瓦工外何々等食糧等級三等以上のもの又は危険を伴ふ何々の類を謂ひ第二種作業とは食糧等級四等以下の作業にして第一種に屬せざる何々の類を謂ふ』と一々列擧されてゐるが、この内特別の技能を要する何々の類と危険を伴ふ何々の類とは之を第一種として當然なるべきも特別の強力を要する食糧等級三等以上のものをも一種に編入されるは政策上如何なる理由の存するものか窺知するを得ざれども一寸首肯し難いことである。

抑もこれ等の作業は所謂筋肉労働ばかりで無學文盲な無器用な者と雖も出役後直に一人前にも働き得られ何等習熟期を要せない容易な作業である。而してこれ等従業者には其の労働に酬ゆるにそれ相當の食糧が給与せられて居る、然るに剩へ一種作業賞與金を以て處遇するは他の二種作業中技能を要する指物工、塗師工

作業賞與金計算規定の 改正を提唱す

國 吉 眞 儀

近來刑務作業が行刑上一大要素として重要視せられ是が振興發展を期し職業訓練の實を擧げ以て行刑の本領を全ふせん爲に、曩に行刑法規の改正にあり、近くは作業技師の制を設けられたる等當局が百方畫策一つあるは行刑上誠に慶賀すべきことである。然しながら予は現行作業賞與金計算規定中第一種、第二種と區別されたる制度は當局の趣旨にも副はず、却て行刑の効果を阻礙する條項ではあるまいかと思惟するのである。

此の制度は大正十一年十月十四日の改正であるから今日までの效果及是非如何は當局の既に調査を置たるところならんも兎角實際に就て、しかく感ずるが故に刑務所作業振興の爲聊たりとも研究資料を提供するに裁縫工、靴工、印刷工、機械工等の如く頭腦と視力とを以て精神的疲勞も多く且長期の習熟期間を要する爲め進級も遅々たる者と比較してあまり不均衡な待遇で、これは矛盾したことはあるまいかと思ふのである。凡そ社會に於てもかゝる強力を要する下級労働者の賃金を見るに技能を要する一般職人のそれと比較して其の食糧の多寡に依つて必ずしも比例するものでなく却て低率であることは争はれぬ事實である。これに依つて見るも食糧と報酬高とは何の關係も無きことは明なことである。

三

惟に受刑者の一般的傾向として食糧と賞與金の多き事を唯一の樂みとし慰安とする様である仍て常に斯くあるべき業種へと希望し中にはそんなことに無關心で専心其の業の習熟に勤め釋放後の生業となさんとする者も無きにしもあざれど、多くは將來の爲にする仕事を捨て、現在の満足を欲し打算的觀念を起すは彼等の通弊である。殊に現在の生活は社會に於けるが如き、衣食住の脅威は少しも無いので轉業慾も起り易いのである。さればとて皆が皆希望通り自由が叶ふ筈もなければ轉業して一種に成りたいと云ふ心の移動を生

しては其の業に執着心を失ひ熱心を缺き従つて仕事も疎になるは當然の理である。

又特別の技能を要する唐木指物、何々の類の一種に屬せざる特別の技能を要する作業も多くありて殆ど一種と甲乙を認め難き程のものも其の受くる所の賞與金は半額以下である、尤もこれ等二種作業中一種作業に編入の必要ありと認むものに付ては事由を具し内議のこと、局長の通牒もあることなれど、一々その事を得て果して一般的統一も取れ穩當なる處遇が出来得るであらうか。

尙一面には職業訓練上個性に適應する仕事を選擇して授けん爲に或は作業經營上所謂適材適所に配置せん爲に一種より二種に轉業せしめんとする場合、本人の不利益となるべき感情上の支障を生じ運用宜しきを得ないのである。

論者言ふ、若し一種二種の賞與金の均衡を保たしめんとせば其の進級期間を異にして二種作業者を早く昇級せしむれば其の等級の差に依つて稍同額位に給與し得るものにして法の運用は人において伸縮自在なれば何の弊害も起らぬ筈であると成程尤な様であるが斯くの如く賞與金額の均衡を計らんが爲に一方のみの進級

五

故に行刑法規改正の趣意書中にもありしが如く「作業の種類如何に拘らず本人の能力に對比し適度の金額を給與すべきものと爲し」の通り今一步を進め一種二種を廢し業種を問はず同一基準（作業賞與金本來の目的が釋放後の生計の資に充てしむるにあるからは各業種共統一的標準等級を以て處遇すべきが合理的であるまいか）を以てし定額の等級を多く作り督勵規定に照合して能力次第に進級せしむか尙他に良き方法を講じて處遇するに於ては他を顧みず指定せられたる自己の業に精勵し直進して向上心を養ひ能率は増し訓練も能く出來て何れの點よりするも行刑上の效果に裨益すること多大であらうと思ふのである。

收容者の犯行に就て

石島 興

紀律の嚴正を期する爲めには紀律違反の行爲ありたる者に對しては相當の處罰を必要とする事は云ふ迄

を早むるに於ては他面よりの視察即行狀審査及作業成績等の酌酌にも無理を生じ其の不自然なる取扱の結果は他の處遇にも累を及ぼすことも計られず、これ亦穩當なる處置とは認め難く何れにせよか、る方便政策は好ましからず、加之事務上にも種々手数を煩してまで種別するの要あらんやである。

四

斯の如く一種二種の區別をなすは徒に彼等の感情を害し其の及ぼす影響は決して良好でないのである。即一種は當然の權利の如く考へ二種は一種に對する羨望と反感と轉業慾とに依り各自作業に對する緊張味を缺き能率を上げ得ざる如き活動力を阻礙する素因ともなるであらうこと敢て杞憂のみならずと考へるのである。彼等が作業上かゝる觀念が伴ふとすれば如何に刑務官が作業督勵や職業訓練に意を注いでも前述の如き弊害を伴ふ一種二種と云ふ區別的待遇法を改善するにあらざればよりよき效果は擧げ得ないであらう。さもなくば笛吹けども歸らずと云ふ状態を打開することは不可能である。要するに種別問題は作業督勵上の根本に解れることで法規の適不適は實際上に及ぶ影響甚大であるからである。

もないことである。去りながら今仮りに物品の貸借、若くは受授が收容者間に行はれたりとすれば、其れは確に紀律違反である。従て紀律違反の罪を以て懲罰に處すると云ふことも亦當然である、然しながら物品の受授貸借を爲すに就て彼等には道德上の不理解或は誤解が無かつたであらうか。此點は是非とも考慮の中に措かねばならぬ處である。

甲者は乙者が毎日科程外三割以上の仕事を爲して居るのを見て、定めし空腹を感じることであらう、自分は元來蒲柳の身であるに加へて課せられたる作業も骨の打れる仕事でもなし、従て必ずしも毎食給與せらるゝ處の飯を全部食する必要もない、寧ろ幾分づゝにても彼に分與せば、彼は何程か善ぶことであらうと考へて乙者に少許の殘飯を與へたりとせば如何。其行爲の紀律違反たることは疑の無き處であるが、其動機は同情である、義侠心である。同情と云ひ、義侠と云ひ、社會に於ては嘆賞措かざる所である。收容者と雖も亦同情心や義侠心は、高尚なる道德心の發露であると云ふ位のこととは知て居ると同時に、紀律の尊重せねばならぬといふことも能く心得て居る。然しながら收容者の中には此の例の如く私情と紀律の間に、板挟みとなつ

た時には、道徳上如何にすべきやを知らぬ者も少くはないのである此なものには此際彼等の念頭に浮ぶ所ものは佐倉宗五郎の如き義氏の事蹟である。於是乎彼等は懲罰を賭して犯行を敢てする事となるのである。是を察せずして徒に紀律違反の廉のみを捕へて處罰した所で改悔せしむることの出来ないといふことは、餘りに當然過ぎたことと思ふのである、恚ふした犯則が自分の勤務して居た刑務所には随分多くあつた。

其れから尙一つ注意すべきことは、腦に異状のある者に關してである。此の種の者も幻覺ある程度に達した者であるならば、何人にも精神病者たることの鑑定を爲し得るが故に、縦令紀律違反の行爲ありたりとするも處罰することはあるまい。然しながら其未だ斯る程度迄進まざる患者、又は時折發作する患者であると容易に其精神異状者たることに心付かぬものである。而して大概は横着者と看做して、嚴罰に處せんとする傾向がある様である。若しも一受刑者にして二三年の間に十數回も犯則を爲したりとせば、其間には處遇失當の甚だしきものありしか、然らざれば精神異状者たることに心付かさりしか、二者其一を出でないと信ずるのである。

る者が多かつた。

自分は茲に再言する、收容者の犯則事件を取調べる時は、外部に現はれたる事實のみを見ずして、能く犯行の遠因近因を調査することにしたいたものである。此の如くする時は無理解に因るものにあらずしや否や、誤解に因るものにあらずしや否や、精神變調者にあらずしや否や等は自ら明瞭になることと思ふ。

外國人の特別處遇廢止に就て

一一 谷道人

從來外國人は、風俗習慣を異にせるとの理由の下に、衣服臥具其他運動食物等にいたるまで特種の處遇を受け來りたるため、彼等は其身が周圍の辱めを受け居ることを願みずして、獨り優良人種の如き感を感じ、日本人受刑者同様の處遇を肯せず、甚しきに至りては、日本に生れたる混血兒、或は日本に永年居住して下等生活を爲し、日本食に慣れ、風俗習慣共に、日本人と異ざる者にして、尙且國籍の日本に在らざるを奇貨として日本食の給與を拒否し、衣服臥具運動等日

此の種の患者を察知するに就ては、看守長や保健技師保健技手位の少數の人の注意だけでは發見甚だ困難である。其れ故に自分は常に一般看守に對して、屬精神病に關する訓示を爲したるのみならず、蒸し曇き日には腦の變調者に對しては特に其自制心を喚起すると同時に、看守に對しても一層の注意を拂はしめて居た。又發作の狀況に依りては其鎮靜する迄獨居室に移して置かねばならぬ必要を認めたことも度々あつた。

要するに收容者の無理解又は誤解に因る犯則及精神病變調に依つて起る紀律違反を、何等の斟酌もなく、處罰すると云ふことは、害あつて益なきものである。之れ位の道理は誰も知て居る。然るに事實に當面する時は、其事實の影に無理解又は誤解などと云ふ様な實に氣の毒なる事情が潜んで居るにも拘はらず、之れ位のことには如何に、無知の受刑者と雖も、理解の無き筈はない。誤解する筈はないと獨斷する者が多かつた。又精神病變調者の犯則行爲に關しては、尙ほ更ら以て甚だしい様に思はれた、彼の犯則は、決して正常の意識に依て爲したる行爲ではなく、精神病の變調に依て行はれたる行爲であるにも拘はらず、彼は甚だ横着者である、無法者である、宜しく嚴罰に處すべきであると主張す

本人と異りたるものを請求するものさへもあつた、此等の徒は畢竟、名を外國人に籍りて、適當の處遇を受けんと圖るものといふの外はないが、惟ふに、外國人に對して、特別の處遇を爲すべしとする法の精神は、風俗習慣、就中食物の如き處かに之を變更するが如きは、必然彼等の健康を害し、其結果、身体生命に影響を蒙らしむるものとせば、自由刑たる、立法の精神に背馳するといふのであらう、が然し此等のことは、唯に外國人にのみ付與すべき特權にあらずして、苟くも保健技師に於て從來慣れたる食物を遽かに變更することか、保健上不可なりと認めたる以上、仮令國籍は日本人なりとて、外國に生れ、外國人同様の生活を爲し來りたるものに對しては、日本食に慣れる時期まで、特種の處遇を爲すも敢て不當にあらずしやと信ず、健康保持が法の主眼であるならば、簡人を本位として、國籍に依て處遇を區別すべきものではないやうに思はれる。

如上の事實關係等を精査せず、法文中外國人とある文字に捉はれて、其精神を閑却したるの結果、極論すれば、日本に歸化したる外國人は、日本人同様の處遇を爲すの外なく、之に反し、外國に歸化したる日本人に對しては、相當の處遇を爲すの要ありとする矛盾を

持來すの外はない。

また、他の方面から觀察を下して見ると、同じく國法を犯したるものが國籍の外國にあるがため殊遇を受け、然らざるがために、從來の生活習慣を毫も顧慮せられぬとの考を一般受刑者の腦底に画かしむるが如きは、今日の民衆思想の上に、一考を要すべき問題であると思ふ、加ふるに支那人受刑者の如き、等しく外國人にして、食物習慣等を異にせるに拘らず、日本人同様の處遇を受けるがため、彼等は、他の外國人の特別處遇を傍觀して、心私かに、人種的處遇を恨んで居るやうである。

要するに余が卑見としては、今日我刑務所に於て、給與しつゝある食物は、決して一部人士の思惟するが如き保健上不十分なるものではなく、否、寧ろ、下層良民の攝取し居る食物に比し、遙かに勝れたるのである。と斷言して憚らない、故に、將來監獄法改正の機會に於て、此等外國人に對する特別の處遇を廢し、保健上必要と認めたる場合は、國籍の如何を問はず、保健受師の意見に基き、從來の生活習慣等を參酌して、相當の處遇を爲し得らるゝ規定の設けられんことを希望するのである。



旅日記

姫路少年

刑務所を訪ふ

宮内屬 佐野 生

私どもの姫路についたのは三十日の午後六時頃で、それから市長さんや所長さんの御案内で少年刑務所の古い門をくゞつたのは七時半頃でした。事務室でいろんな話を承つて、それから所長さんの案内で刑務所の内部を一巡いたしました。廣い自由な大地から嚴めしい木造の建物の中へ入ると何だか壓せられたやうな気分になつて参りました。ギョといふ鐘の音が、チヤ／＼響くカーベルの音とは何となく異様な世界へでも入つたかのやうに感じられました。暗い隧道のやうな土廊を渡つて行くと兩側に獨房がズラツと並んで、その一つ／＼の中には、年若い人達がうす暗いランプの下で一生懸命にマツチ箱を貼つたり、麻糸をつないだりしてゐました。私は一寸覗いてもう胸一ぱいにな

街頭哲學

◆〇〇つき貸家

住宅難だ借家が掃底だと云つたのも一昔、この頃の不景氣では、郊外などは借家がざらにあるそこで、ある家主の考へた新考案、省線電車一ヶ年パスつきと云ふのだ、これぢや一年間口ホで通へると云ふので、すぐに家がふさがつた。

これにヒントを得て、こんどはラヂオつき貸家と云ふが出来、これもまんまとあたつた。もうこんなもので新案はないかと、ある物のしりのところへ行つて工夫をたのむと、ナニまだあるさ、女中つき貸家、警官つき貸家、ずつと奇抜なものになると、娘並に世帯道具一式つき貸家なんてエのは何うだい、と来たので大層さん、喜んで早速やつて見たかどうか、そこまでは探訪して見ない。

◆女中をこつとわる理山?

かう用事か多くなつちや、とてもやり切れないと妻君にこぼされて主人公なるほどと思ひ、氣の利きさうな女中を世話して貰つた。

「お花と云ふんださうだ、これからは何もかもお前に云ひつけなかつてもよい譯だ。」

ところが次の日になると

「お花お茶をもつて来ておくれ」「お花これを洗つといっておくれ」「お花火鉢に炭をついでおくれ」「お花お湯に行くから手拭を」と

何んでもかんでもお花に命じて妻君をわすらすことがない。

かくてその次の日の日、妻君云はく

「あなたお花をこつと頂戴、女中なんかいらぬわ」

「なぜ、お前が雇つて呉れと云つたんぢやないか」

「だつて、何んでもいゝから斷つて頂戴」

りました。これらの少年はお父さんもお母さんも持つてゐるであらう、兄弟も國に残つてゐるであらう。自分一人が、かういふ暗い世の中で暮すことがどんなにか淋しい事であらう。世の多くの子弟は、今頃丁度一家揃つて食卓をかこみ、よし卓上に御馳走はなくとも親子揃つて晝間あつた色々の話に花を咲かせにくく顔で宵の一刻を食膳に楽しむ頃であらうに、――この少年達は世は同じ世、人は同じ人、しかるに此の變り方は何たることだらう。お、少年達よ。御身らは嘗て母の慈愛の膝に抱かれたであらう、その子字唄を考へ出すことが出来るであらう。そして罪を犯す前のきれいな自分を靜かに考へ出すことが出来るであらう。そこに何等の曇つた心があらう。それは同じ人として天から誰もが與へられた純真な誠心で人間共通の聖界であらねばならない。それが僅かの心の動きによつて――それは全く僅かな動機で、こんなところに……！と思ふと私は獨房の前に立つたまゝしばらくは冥目して突立つてゐました。誰が人のものを盗まうことを願ふものがあらう。どこに窃盜する事が面白いといふ人があらう。その動機を考へたら、それはみんな、その場合誰も犯し得るやうな立場にあつたらう。若し僕

りに私がある場合に立つたら、その罪を犯してみたかも知れぬ。やむを得ぬ盗み、免るることの出来ない偽、かうしたのから終につもつてこれら少年を暗い穴へ陥れたのだと思ふとどうしても、その人達を憎む気にはなれない。さうせしめた周囲の人々にも罪がある。社会の人が持つべき當然の連帯責任のやうに考へられる。しかし静かに考へるとき、各自の胸に手をあて、反省した時「あの時あんな事をしなかつたらこんな罪にもなるまいに」と思ひ出す人がきつとあらう。そこがいけないのだ、「もう一息」といふところで、とうとう自分の意志はくちけてしまったのだ。おしいことをしたと思ふ。今刑務所に投じられた人のうちには、一ぺんこんな所へ入つた以上もう俺は駄目だと自ら見捨てる人があつたら、それは大間違だ。社会は諸君の出るのをまつてゐる。そして今度こそ立派な心の持主になつてくれるたらうとどんなに期待してゐるであらう。刑期終れば自分の罪は償はれたのだ、板の間は水で洗へばもとの通りきれいになる。一旦悔いた人の心は雲の去つた真如の月だ——こんな事を考へながら、もう私達は次の作業場に立つてゐた。そこには十八歳以下の少年達が一生懸命で仕事をしてゐる。機を織る者

行差を織む者、パケツをこしへるもの、恰も大工場の観がある。みんなの心は無心に駆けてゐる。たゞ仕事だけがぐんぐん運ばれて行く、その瞬間的の急い気分は神々しいまでに私達を喜ばした。働いてゐる人達の親は暗れやかに輝いてゐた。そして片隅に唇を手にした一少年がまめ／＼しく掃除してゐる無邪気さ、たゞ私達は譯もなく「日本人だッ」といふ考が湧いた。すゝ前に糸をつむぐ一人があつた。私達に一寸會釋したがつぐ又いそがしく錘を握つた、そしてぐんぐん／＼はす車の響に吾が魂をぶちこんで餘念なかつた。「労働は神聖なり」古い言葉だが、なぜか此の場合私の考へに一致してゐるやうに感じられた。看守長は「この人達はみんなよく働きます。能率の點では中々他に譲らないつもりです。」と誇らしげに語るのも我がことの如くにうれしかつた。

「罪を憎んで人を憎まず」
ぼんとうにさうだ。中庭には圓い月が下界を隈なく照らしてゐた。ただ私達はだまつたま、砂利道の上を歩いてゐた。



諸君 上 講 演

人格の完成

荻谷哲公

諸君、我々は色々の理想を以て生活して居ります。或は金をもうけたいとか、或は名譽を得たいとか、此事業を成功したい、あの地位まで昇りたい。それがために刻苦經營汗水たらして苦勞して居るのであります。兎角我々の眼玉が客觀的に向ふの方にのみ光つて居つて、肝心の自分自身の人格を立派に作り上げやうとする主觀的省察が欠てはゐないでありませうか。金も名譽も貴いものには違ひないのであります。これらのものは其人自身の人格の生み出す利息で、其資本ともいふべきものは實に人格そのものであると考へます。否人格の價値は金や名譽を超越した絶對無上の權威を持つて居るとその光明であります。

然らば人格とは何であるか、簡單明瞭に言へば「人間としての資格」であります。「人間としての資格」！眼が横について、鼻が縦について居ればそれで人間の資格があるではないかといはれる人があるかも知れませぬが、私のいふところの人間の資格は身体や衣服ではなく、寧ろ精神的に見たところに存するのであります。故に容貌がよいとか、風采がよいとか、そんな事は私の謂はゆる人格問題ではない。即ち精神的方面より見た人間としての資格はどうであるかといふ事が人格の問題であります。此人格を創造的に製作して居るところは學校であります。破損せられた人格の修繕所は刑務所であります。而して又社會は、大學校であ

ります、我々は生きた大學校で人格を造つて居るのであります。此に一人の人間があります、此人は大變世間が明るい。日々新しい出来事もアラマシ知つて居れば歴史上の古い事も色々知つて居る、商買人に出會へば商買の事も話される、工業家に出會へば工業の事も話される、學校の先生にもお寺の坊さんにも政治家にも學者にも相當の太刀打が出来る人であります。かやうな人は所謂常識の發達した人であつて自分としても世渡りの便利がよいのみならず他人としても力になるものであります。實に常識は人格の間口であります。此常識は學校教育からも得られますが、それよりも生きた世間から學ぶところが多いのであります。牛溲馬尿も良醫は裁めて藥箱中のものとする。心懸さへあれば木の端竹の切からでも大に學ぶと學者がありますから、不斷の注意が最も必要であるといはねばなりません。

間口の廣い店は繁昌するが、さればといつて一足踏込めばすぐ裏口へ飛んで出るといふやうでも困る。人格には間口に相當する奥行が必要であります。奥行とは専門的智識である。お互人間は何れも皆分際相應の職業を持つて居ります。職業でなくとも趣味として

も何か仕事を持つて居りますが、それらの仕事は研究的でなくては進歩しません。進歩のない仕事は國家社會に對しても申譯のない次第であります。農家が米を作る、祖父さんの代に一段の田地から二石とれた。親の代にも二石とれた、自分の代にも矢張り二石とれるでは進歩がない。如何にすればより以上の成績を收め得られるかに就ては夜も寝も専心的研究を怠らないやうにせねばなりません。そこには非常なる趣味を生じます。趣味は研究熱を高め、従つて良好なる成績を現はします。自己の職業を自ら輕蔑してはなりません、イヤ／＼ながら其日凌ぎにやつて居るのでは進歩はしない、麥飯でも口に入れて嚙んでく／＼で味つて居ると一種無限の味が出て参ります。どんな職業でも研究的に努力するところに他人の知らない味が出てきます、此味は専門的智識の糧となつて進歩するのでありますから、私は切に自己の仕事を尊敬して研究的にやつて行かねばならぬ事を信じます。是即ち人格の奥行であると申したのであります。

智識は人格構成の要素であつて個人の進歩も社會の發展も其第一線に立つものは智識でありまして、恰も汽車に於ける汽機車の如き任務を有して居るのであり

ます、汽機車は火によつて熱して居りますけれど、智識の働く人間の脳髓は冷やかもであります。若し腦髓にして熱して居つたならば適當に智識の働きは出ないので、智識の發達すればするほど常に冷靜なる頭が持主であらねばならぬのであります。然し人格の全部がそんなに冷かでは困ります。寧ろ人の心は温かなくてはなりません。此温かい人情といふものは理智の範圍ではなく感情の方面で、殊に慈愛の情であります。慈愛即ちイツクシミの心は人格の血であり、熱であります。學者とか物知りとかいふ人の中には一面には非常に賢いものも拘らず無智文盲のものよりも反つて不道德の事をするものがあるのは、此慈愛の温かい感情が發達しないからであらうと思ひます。人間生活は社會的生活をして居るものであつて、お互に相寄り相助け、イツクシミ合ふて行くところに尊い價値がある。佛心とは大慈悲これなりとある其慈悲心が。たとひ僅かながらでも人間の世の中に光を放つといふ事は實に尊い事實で、この心持は社會の進歩に伴ひ益々發達して行きます。原始時代人間の數の少い時に於ては僅かに親子夫婦の間のみイツクシミ合うて居つたのが段々人口が増加するや、他人の間にも互にイツクシミ合う

て共同生活の部落を作りました。最初の部落は山の上に出來たのではなく、野原の真中に出來たのでもなく山と山との間の谷間に出來たものであります。丁度海に港があつて船が止まる如く、谷間は陸地の港であつて此處に人間がイツクシミ合うて集りました。故に風俗の俗といふ字は谷の人と書きます。其中にも風變りの人間が出てきて、社會生活を嫌つて山の上で孤獨的の寂しい生活をするものがあります。これは山の人間即ち仙人で木の實を採つて喰ひ、草の根を掘つて嚙むといふ人間であります。社會的生活によつて慈愛の心を以て互に相寄り相助け、「我身ツメツて人の痛さを知る」といふ生活を進めて行けば、吾に人類のみではなく禽獸にまで其心を擴張して所謂仁禽獸に及ぶ、其聲を聞いては其肉を喰ふに忍びず、故に君子は庖厨を遠ざく」といふ美しい心が出てきます。彼の自己の娛樂のために鐵砲かついで鳥や獸を追廻はして、血みどろになつた死骸を拵けて歸つて之を妻子に誇るといふが如き慘酷なる遊戯は温かい人情のある人格者としては甚だ不當であります。御覽なさい鬼貫は「行水の捨鹿なし虫の聲」と歌つてイツクシミの心を秋の夕べの小さい虫に投懸けたではありませんか。千代女は朝顔

に釣籠とられて貰ひ水」と歌つて凄かしい人情を頼瀨の
妻に與へたではありませぬか。此心持を大我と申しま
す。大我とは我の大きなものでありまして小我の反對
であります。私共は我を大きくして總べての人類も總
べての禽獸虫魚も、山川草木一切万物悉くを抱擁する
のでなくてはなりません。宇宙は即ち我、我は即ち天
地、慈愛の心の出所は此大我の根底からであります。
雨の日に垣根を道ふて居るデ、虫の様に徒らに小さい
我慢の城に立籠つて貪慾の矛を振廻はしたり瞋恚の角
を突出したりして、一生涯大きい天地に得出でず、泣
いたりわめいたりして居るは、實になさけない事であ
ります。

此の如くにして理智の方面と人情の方面と、兩手に
花の修養が出来ましたならばこれで澤山であるといつ
てよいのでありますが、今一つ大切な方面があります
特に御注意を願ひたい。

英國のカーライルがジョンソンの一生涯を批評しに
中に、ジョンソンは二つの問題を持つて居つた人であ
るといひました。その一つは如何に生くべきかであ
る。今一つは如何に正しく生くべきかである。如何にし
て生きて行けるか、どんなにして喰つて行けるかとい

きを爲さざるの罪を作り得ず可からざるを爲すの罪を
造る、明日の朝からは朝寝はやめたと心に誓つて床に
入つても、翌くる朝になるとマア五分間、マア十分間
今朝はモウ駄目だから一層の事朝起きに來月からにせ
うと、ノの誓ひはどこへやら、酒は身の毒禁酒しよう
然し今日文は最後の名残に特別に一杯やらう。こんな
事を考へるのは愚かな人間文ではない、相當賢いお方
が薄志弱行の根本を示される世の中であります。此に
至つては人格の力——就中人格の強みといふものは何
處にありますか、強味のない人格は身体に脊骨のない
のと同じで獨立して世に處する事は甚だ六ヶ敷い。然
らば人格の強味とは何であるか、信仰であります。信
ずるは力なり、信念のある人は強い人格者であります
信念とはマコトであります、至誠であります。誠は天
の道なりと古人は申しましたが、いかにも凡夫の世界
に恵まれたる偉大なる力であります、此至誠の力は人
間界に光りかゞやきますから、之を天の道だといつた
のであります。大西郷が「人を相手にするな天を相手
にせよ」といつたのは西郷の人格を強くした所以であ
ります。私共の信仰から申せば「人を相手にするな佛
を相手にせよ」といふのであります。佛は誠の結晶で

ふ問題は、福を傳來の財産でも持つて居る人ならば格
別、大多數の人々は日夜背息ト息で苦勞して居るとこ
ろの問題であつて、穴勝ジョンソンのみの問題ではあ
りません。否此丈の問題ならば犬でも猫でも持合せて
居るので、それよりも人間として尊い問題は如何に正
しく生くべきかであります。これは實に六ヶ敷い問題
であつて、油断すると正しい道から脱線して、たとひ
富貴の身となつても濁つた富や濁つた位で耻をさらさ
ねばなりません、然らば如何にすれば正しく生き得る
か、これには力がある、力とは体力か、金力か、智識
の力か、否、否、此の如き力は便利な事もあるが、時に
或は吾人を過らしむる事もあつて、正しく生くる力と
しては餘りアテにならないのであります。由來人間は
弱い心の持主で少し位智恵があつても、貪慾とか我慢
とかの内面的邪魔に打勝つことは容易ではありません
ん。そのみならず外界には色々の誘惑がありまして
正しき道から引落さうとして居る惡魔の力は非常に恐
ろしいものであります。

諸君我々人間は口では強いやうなことを云つても實は
心の弱いものであります。これは爲す可きか爲す可か
らざるか、是非善惡の分別は立派にあり乍ら、爲すべ

あります。凡夫は虚偽のかたまりであります。凡夫心
に任せておいては心に強味が出てきません。煩惱具足
の凡夫火宅無常の世界はよろづの事皆以てそら事たわ
事誠あることなきに、たとひ念佛のみぞまことなりと教
へられた聖親鸞の言葉は實に我を欺きません、世の中
の總ては皆虚欺であり、私自身はウソのかたまりであ
りますが、佛智より賜はりたるマコトのみ、私ノ胸に
強い力となり、恰も子供が親のそばに居るやうな心持
であります。いつても佛と手に手を取り合つて暮す人
は強いので、たとひ愚かなりとも強い、たとひ貧しと
雖も強い、たとひ病身なりとも強い、之を金剛堅固の
信仰と申します。ソクラテスは牢屋の中に毒杯を仰い
でも此信仰を曲げなかつた。キリストは十字架にかけ
られても此信仰を賣らなかつた。日蓮は背を切られや
うとしても反つて切らうとするもの、刀が折れた。聖
親鸞は流罪に處せられたが、少しもこれを悲まないで
寧ろ「我れもし配所に赴かずんば何を以てか邊鄙の群
類を化せん、これ猶師教の恩致なり」と喜ばれたでは
ありませんか。金錢を以ても誘ふ能はず、威武を以て
も屈する能はず。天上天下唯我獨尊、身は橋の下に住
居して居つても心は富士の頂上に突つ立つて、毅然と
して正しき道を進むといふ人格の強味がなかつたから
ば、折角智識があつても涙はあつても砂り上の樓閣見
たやうなもの、誠にあぶないものであります。或は驚
龍點睛を欠くの憾があるとも申しませう。(終)



休憩所

◇禁酒論に花が咲く
◇欠勤の原因は過ぎた為

お正月の月も早や流れて二月、候々たる長きわが領土南國では梅花既に散るところあり、北國は寒氣正に酷である、一新月より休憩所また出放題に書いてみる。

△

休憩所の隣りの室、古参の部長サン目鏡ごしにしきりに勤怠簿をくつてみる、それは一月中の勤怠遅刻病氣其他の事故を取調べるのであるはいふまでもない、折柄來合せた乙君に向ひ、
部長 乙君甚だいひにくいだが、一月中の欠勤は君が最高だ、それ

から次ぎは丙君、この勤怠簿を見てくれ給へ、
部長サンは聲は極く細く低い、やゝ鞠躬の状をなし姿勢を正した

乙君

乙、なる程私が最高ですね、將來よく注意します、

部長 君は注意もよく届くし、工場でもよく出来るから、休みさへせねば第二位とは下らないのに残念だ、

部長サン苦勞人だけあつて言葉も優しく監督が指導的である。

△

△

乙君はづがましい感情に打たれたものゝ如く、やゝせわしげに休憩所に入つて来る。

甲 乙君、どうだい、いやにそわそわするでないか、

乙 今日は何の部長サンに真綿で首といふ格に全くやられたよ、それも身から出た錯で誰と責むることも出来ぬ、

甲 いやに改心した様なことをいふね、
乙 全く僕は改心した、

丙 何を改心したのか乙君
乙 改心だ、諸君聞いて呉れ給へ、本年一月中の欠勤は僕が横綱だ、こんな横綱はあんまり名譽でもないから大しよげさ、尤もこれにはふかい譯がある、まお聞き下されいと云ふ奴さ、

甲 馬鹿に芝居がうりだね、その原因は一たい何だい、

乙 何をかくさう正月中の欠勤の原因は賢明なる甲君の夙に承知せらるゝ處であらう、

甲 さてはお通し召されたな、

乙 正にその通り、因果はめぐる小車の一だ、僕は元日がちやうど誕生日で、それに親族にいろく〜と祝ひごともあり、かた〜以て過ぎたのが原因だ、それで欠勤しない様に改心するといふではない、原因を興へる酒をのまない様に改心すればよいと思ふのだ、

丙 それは面白い、乙君は學問があるだけ説明も科學的だ、

甲 そいつは全く面白い、因果の關係は、單にAのエネルギーが形を變じてBのエネルギーに移るに過ぎないといふことに今の學問ではなつてゐるからな、
丙 君等の話はまるで學者のそ

いだ……時間が来たよ、

△

△

次ぎの交替時、多く同じ順番の者が爐をめぐることになる、先刻の話しを聞いてゐた部長サン、そつと休憩所に入つて來た、

部長 先刻はなか〜面白〜聞かしてもらつた、凡ての活動は若い者に限る、話しに活氣があり又實行力に富むからな、僕等老人の任務は物事にちよどはないかと二の足をふんでみせ、調子外れのせまいようにするだけだよ、

甲 部長サンあまりおだててはいいけませんよ、
部 活動は君等の若い者に限る、乙君前きの時間に禁酒問題があつたね、
乙 さうです私のことです、
部 それに付私に一の記憶があ

る。それは若い時に讀んだ日本外史の中の話だ、たしか建保元年と思ふてゐるが、甲君今よりどれ程昔になるかね、
甲 そうです鎌倉時代ですね、今より約七百年前です、

△

△

部 その七百年前、朝朝死し源氏の威力もやゝ衰微し、北條氏の慣用手段はだん〜と伸び、關東武士の牛耳をとつたる硬骨の勇士和田義盛の亡ぶ、所謂和田合戦といふのがある、

甲 部長サンなか〜おくわしいね、
部 まだよく聞いてくれ、大將北條泰時は將士を集め、和田合戦の戦勝の酒宴を催し、その席上で「禁酒」を誓つた、人に酒を吞ませながら、戦勝祝ひの眞只中禁酒の宣言も妙だが振つて

あるよ、でその時の泰時の宣言はかうだ。余は今日を記念として断じて禁酒する。諸君酒の肴にそのわけを聞いてもらいたい、じつは一昨日宴會があつて大酒を致した。それから續いての大亂だ。直に鎧をきて馬上の人となつたものゝ、二日酔で活動が意の如くならぬ。その時思ふた。武將たる者こんなことではだめだ。これより禁酒しやう。これが禁酒の動機である。ところが次へ／＼の戦ひに、咽がかはいて水がほしくてたまらない。折柄家來の葛西六郎が氣をきかして、水のかはりに酒をくれた。これは……と思ふたが、ついにその酒を呑んだ。意志の弱さに吾れながら愛想がつきたのである。今後は断じて呑まぬ改めて諸君に誓ふそして自らを

鞭撻したい……。
これが北條泰時の禁酒の宣言だ。

乙 よく判りました。
部 泰時が後年模範的政治家といはれる様になつたのも、こんな處に基因してゐるだらう。ひとり乙君のみならず、お互に心得おくべきことだ。

甲 いや感心々々部長サンの博學には驚いた。
部 あまり話しがたすぎで失禮をしたね、
ストープはアカ／＼ともえてゐる。その上にかけてある湯沸は一生命で何か歌つてゐる。
隅の方で平素だんまりの丁君が、たたき曲つた煙管からしきりにあやめの煙を吹かしてゐる。

◆船中の始まり
とかく顔がそろへば、博學、一座遊切りにする男。けふもけふとて「一體諸君は船中の始まりを誰だか知つてゐるかね——船の創始者な、さ」といひだすに、そろ／＼が始まつたと一同敬して遠ざけるに如かずと、「いえ／＼、誰だか存じません。どうぞ、お教へを」と下手に用れば、「さうだらう、あの船を始めてこしらへたのは、ね、あれは船中の職人だ」

◆男らしく敗ける
ノッサー／＼と土俵へ上るところを見ると、どうしても藤屋は間違ひなと見える團子山、ひいきの連中にとつちやたまらない。
「團子山、おれがついてるぞ、男らしくやれ」ところがきて、アウンの呼吸が合つて立上ると相手の角力上手にハハカれて「ヨッ／＼と十俵外に、ヘッ／＼とつて、逃げるやうに入つてしまふ。ひいき連中を抜かして、それでも勝をしま」
「ウーム、男らしく敗けた。えらいぞ」

人間講座

培養する心

何事も、培養する心である。化育^{カイク}くむ心である。教育も、執務も、育児も、生産も、すべてこの心が基となつて居るか否かによつて、成功もすれば、失敗もする。

一寸の益にも五分の魂といふ。泣く兒をあやすにしても、叱責や抑壓では、成功せぬ。それは、しみじみした、慈悲深い愛の心を以て對する時のみ成功する。何んだ、餓鬼が吠えやがる！左様な心で、抑壓的に、上から、強ふるやうに、あやしたのでは、赤ん坊と雖も泣きやむものではない。

小学校の先生が、生徒を教へるにしても、操母が子供の子守をするにしても、この愛の精神が心の底に常に溢へられてゐることを肝要とする。看護婦にしてもこの心が、彼女の容貌服装其他すべてのものに勝つて必要なる先行條件である。愛の精神に缺けてゐる看護

婦は、眞正の意義に於て、看護婦ではない。
受刑者を取扱ふ刑務官に於ても、やはり、この心が大切である。官吏その人にこの心がなくては、眞に行刑の成果は擧らぬ。

◆
親鳥が羽交ひの下にその雛を抱いて之を温め、はぐくむ有様を見よ。我を忘れて、雛を抱き、もし大猫の如き外敵の之に近づく時は、怒つて之に飛びかゝらんとする。それは實に母の愛の高潮せるものである。

吾々は何の氣なしに、わづかの錢で買ひ得るところの、蜜柑を食べる。併し百姓がこの黄金色をした美しい蜜柑を收穫するまでには、實に、粒々の辛苦を重ねてゐる。肥料をやり、下草を採り、害虫を驅除し、その勞は、一年中絶えず繼續せられる。中々以て、吾々が平氣で食後の時間に、これはどう、あれはどう、と品評しつゝ、無難作に煩張る如き、やさしいものではない。而も、斯様な辛苦はひとり百姓が蜜柑をつくるのみに拂はれるものではない。大工が家を建てるにも、職人が家具を作るにも難易の差こそあれ、念々の勞力を要するはいふまでもない。
みな化育^{カイク}くむ心の表現である。培養する心が根底で

ある。

更に一例を引かう。家庭に於て、主婦が下女に用事を命ずるとする。理屈からいへば、主婦は下女に對して用事を命ずる権利をもつてをる。下女には之に服従すべき義務がある。併し命令服従の關係では、下女の能率はあがらぬ、又家の中は圓滿に治らぬ。かゝる場合、主婦は、「雪の日やあれも人の子樽拾ひ」といふやうな、やさしい愛情の心を以て之に臨むべきである。權力的に命令するのと、いたはりつゝ用をさせるのでは、その仕事の能率に百歩の差がある。用を命ぜられる者と、辯ずるものとは、まるでその立場が異なると、用を命ずる者は、常に、命ぜられるものの心持を思ひやるべきである。この「思ひやり」は主婦にとつては、ほんの一擧手一投足の勞に過ぎない。併し下女にとつては、涙の出る程有難いことである。人生意氣に感ずるとは、かゝる「思ひやり」に對する感謝の心の表現に外ならない。

命ずるものに、又上に在るものに、この「思ひやり」の心があるならば、工場の勞働問題も農村の小作爭議もある筈はない。學校騒動も家庭の悲劇も起る筈はない。この「思ひやり」の心の缺乏が、社會に於けるすべて

の、面倒や間違ひや錯誤の原因である。

繰り返していふ。すべては培養の心である。化育くむ心である。

百姓は庭から庭にこぼれた一粒の麥をも拾ふ。一椀の飯をも戴いてたべる。この心は決して笑ふことが出来ない。この時代遅れのやうな、愚直な百姓の心には、未來永劫に亘つて、人事の葛藤を解き、鬼神をも泣かしむる底の、眞實が含まれてゐる。これは人間が神から與へられたところの最も本質的な純情である。この純情こそ人生萬端の紛争を解決すべき鍵である。

(東聲)

借用證文

川柳に「つねていの嘘ではゆかぬ大晦日」といふのがある。盆が來たら拂ひますとか年の暮には済しますと借金返済されない時の中譯も、押詰つた大晦日となつては聽入れられず債鬼が居据りて噂詰談判と來られては尋常の中譯では役に立たず、去りとして通れる方便もなし「大みそか臭い隠居所出來にけり」詮方無しに圓へ駈込むといふやうな醜狀、これが妻子に見せられる狀であらうか。「いつしかと今年も暮れて今年はと思ひしこともいたづらにして」とうか／＼過ぎた大

同は後悔先きに立たず、油斷大敵火の車、輪廻の焰に四苦八苦は誰の罪か、なさない事ではないか。人心質朴な時代には借用證文に「若し朔日に至り返済致さる節は人中にてお笑ひ下され度候」と記載したやうである。約束の期日に他人の前で笑はれるのは非常な耻辱であるとされて居た。

凡一百年以前の或人の文に

むかし豊臣秀吉の治世の時金借る人なくて金持たる者難避せしに金貸屋といふもの出來て、おほく貸金せしかば奸邪の惡黨ならんとて刑罪ありしこと將軍家譜に見えたりされば伊勢外官の御師北條の家に天正年中借金證文あり若此金子相済不申候は、我等人にて有之間敷候とありこの文言にて其時代の人は借りたるにぞ今どきの金借りたる人は犬といはれても更に耻辱と思はれても横にねる人多し人事情とも

に變り行くは實に天地造化の所爲なり云々

とある、今日の貸借の有様は此文にある有様に輪をかけたやうな票借主が多い、金貸すにも暴利を貪る人間もあるが、借倒してやらうと票計を廻らしたり、家賃を滞らせて置て、家主から立退きを迫られると立退料を出せと逆捻ぢに出直る横道のもの居る、甚しきは家

の明渡を請求されて酒錢々々として法廷で争つて耻とも思はぬ厄介者もある、又度し難い人畜生は種々体のよい詐欺の廣告をして世間知らずの正直者から金を絞り取るやうな連中がある變れば變る恐しい世の中である。

騙らす者らす

輪子女王曰く道徳仁義は人の食なりこれを得るときは山中海底にもよく身を養ひこれを失へば帝都金殿の中にも飢て死ぬべしと、これは道徳仁義は心の糧であつて人の一生にはこれを離れて生活なく、これなくして人の價値は認められぬ、朝に道を聽けば夕に死すとも可なり、道は須臾も離るべからず離るべきは道に非るなりであるが實に心の糧たる道徳仁義を胸臍すれば心身共に健にして安穩である。藤原春葉卿は一切の實は國家を碎く斧なり一切の珍味は一命を賣むる大敵なり此斧と敵とに組するものは多く、味方により来るものは少しと誠められたが牛覺の名訓其の軌を一にするものと謂ふべしである、北照瑣談には、補正成に従ひし武士のうちに大塔宮、吉野の奥の御難に食にうゑ給ひて御難儀なりといひしをあざけりて、一命をすて、戰場にのぞむ武士たとへ二三日食せざればとてなに程

の事ならむ、いと柔弱なる宮かなといひければ正成うしろを見て彼の武士に向ひにらみて申すやう、おのれは朝飯のおそきを食ひたることもなき、えやうにそだちたる男なり事にのぞむものも腹中空虚にては働きがたきことを知らぬ馬鹿もの供のうちには叶ふきじと勸當せられしとぞ、とある心の驕、大言壯語は身を破滅に誘ふもので流石に捕子は忠節の臣、恩威體得の良將であつた、金枝玉葉の護良親王と仰がれたまふ御身が珍味佳肴ならぬ一日の飯糰をも得給はぬと聞きて臣子の分として懼れ戦かぬものがあらうか放言漫罵の罪天誅立に至るといはねばならぬ、世上風説集に天明は申年白川侯上京の時伊勢路にて或民家に憩ひしに其家の床に一軸あり自在かきに鍋をかけ、人々打より何か煮飯のやうの晝なりければ侯自ら染筆して

この尻目に三度焼けば天下太平なり焼ざる時は民くするしむ焼さればまじはり少しみだりに焼けば家亡す高き屋の御製もこの尻より出たり貴賤貧富みなこの尻にあり
よきによ、あしきになよ、なべて世の人の心は自在健なり
と賛し給ふよし飲食は人命のかゝる處といへども聲

色に耽り驕者に過れば身を寄し家をやぶるを警むる、いと感深しといふべし
とある世の遷り替りとは言へ今の人思合せて考ふべきことである。

時勢おくれ

單に作略や術數では通らない世の中になつて来たとは、この頃の政界を見てもわかるではないか。眞面目なのが一番強みだ、それが最後の勝利を得る。どんなに才があつても、才ばかりでは出世は出来ぬ。あの男なら——と云ふ信用が第一だ。この信用のおけないやうなものに誰が物事を相談するか、誰が仕事を委ねるものか、仕事が重大さを加へれば加へるほど、餘計に實着さ眞面目さが必要になつて来る。

人生哲學などと、むづかしいと云つても結局は、眞面目に生きるより外にはないのだ。それが個人としての生活態度であり又對社會的に見てもそれが第一である筈だ。
よく眞面目くさいのは時勢おくれだと云ふ。なるほどそんな氣もする。しかしほんまうは眞面目くさくないのが時勢おくれになつてしまつたのだ。

統計

大正十四年十一月中入出所並月末在所人員

(△△△)

受刑者	刑事被告人	専務役員	乳兒	計	入		出		現員	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現員	前月末日	現員	前月末日		増	減	増	減				
5,846	3,277	3,397	339	10,861	3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	
3,277	3,397	3,397	339	10,861	3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	
3,397	3,397	3,397	339	10,861	3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	
339	339	339	339	10,861	3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	
10,861	10,861	10,861	10,861	10,861	3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	
3,836	5,025	3,633	5,025	5,846	5,357	1,987	2,777	1,987	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	2,777	

備考 内朝鮮人受刑者男五七一人 刑事被告人男五四人 支那人受刑者男九二人 女一人 同被會人男八人
英人受刑者男一人 米人受刑者男一人 露人受刑者男二人アリ

通年調査、爾後毎年經過後調査ノ上翌年一月末日限り通過
相成度

大正 年中入出監人員調		刑務所 支所	
種別	入監人員	入監人員	出監人員
被疑者	男		
被告人	男		
受刑者	男		
労役場 留置者	男		
乳兒	男		
合計	同		

備考 入出監小票作製人員並移監人員へ入出監人員中ヨリ朱書再掲スルモノトス

地方通信

遷佛式慶讚會概況

鐵路刑務所に於ける

同刑務所に於ては、従てより敬語堂を新築中の處、頃日落成せしを以て去る十二月六日、全教語堂に於て莊嚴なる遷佛式が

舉行せられた。

全日午前十一時收容者先づ入場禮するや、河地所長は奉賓西警隊區司令官以下幹部職員と共に入場者席次で大谷本願寺北海道教務所長兼城賢順師は、導師として數名の僧侶教師と共に、肅々として出仕し、河地所長の、遷佛慶讚の奉式の告示に次で川島教師は、恭しく佛前に進み焼香、表白文を朗讀し、終りて燕城導師の訓辭にて御陀付小經を讀誦、河地所長幹部奉賓收容者代表の焼香を終りて、燕城師より「信仰」と題し、懇切なる講話あり、最後に宮重檢事正中井市長代理の祝辭並上野看守長の祝電披露ありて滞りなく午後一時閉式す。

式後三十名近くの來賓に、別室に於て茶菓を饗し主客快談裡に午後二時散會す。收容者には供物紅白餅一重を配與したり。

叙任辭令

看守長 上山喜一郎(函館)
看守長 瀧川拾三郎(大阪)
看守長 後藤孝治(札幌)
大坂刑務所勤務ヲ命ス
京都少年刑務所並鐵路刑務支所勤務ヲ命ス
函館刑務所勤務ヲ命ス
給三級俸

給四級俸
看守長 島崎 哲馬 (千葉) 同 江澤 經章 (神戸)
看守長 雨村 信七 (岡山) 同 上田清三郎 (大阪)
司法屬 上田茂登治

給五級俸
看守長 米倉 忠治 (巢鴨) 同 箕輪市太郎 (徳島)
同 三卜源太郎 (熊本) 同 小長井喜太郎(宮城)
司法屬 仁科 正次

給六級俸
通譯兼看守長 小島 耕一 (横濱) 看守長 吉田萬吉 (松江)
同 宮喜一郎 (同) 同 栗田實道 (松江)
給七級俸
看守長 増山喜三郎 (前橋) 同 鈴木 淺吉 (京都)
同 掛松松次郎 (同) 同 前田孫次郎 (大阪) 同 丸尾 周一 (高松) 同 外出 龜助 (岐阜) 同 熊野榮太郎 (岡山) 同 桂尾孝太郎 (同) 同 山田直次郎 (松江) 同 高谷 健雄 (秋田) 同 高橋 龜治 (同) 同 村田 美格 (姫路) 同 佃 藤吉 (久留米) 同 佐藤 幸三 (札幌)

八級俸
看守長 織形泰次郎 (水戸) 同 野崎 重雄 (徳島)
同 中村太郎彦 (長崎) 同 水野臥兄 (宮崎) 同 角尾丹實雄 (札幌) 同 本庄 吉助 (調走) 同 登茂郎

(小田原)

給九級俸
看守長 越田 利二 (市ヶ谷) 同 松山重太郎 (青森)
七十圓給與
看守長 宇津木 長 (岡山) 同 徳田 安温 (沖縄)
同 阿部 年吉 (秋田) 同 岡部清四郎 (盛岡)
六十七圓給與

看守長 渡邊 直 (水戸) 同 山内 嘉市 (宇都宮)
同 青木 泰修 (前橋) 同 島田 誠吾 (静岡) 同 見川 恒次 (甲府) 同 風間 權平 (新潟) 同 山本 健吉 (大阪) 同 萬原勇一郎 (同) 同 南 松太郎 (高松) 同 古宅房之助 (三重) 同 小田 倉一 (廣島) 同 田口 房治 (同) 同 原 谷藤 (岡山) 同 中尾駒夫 (同) 同 林 國松 (同) 同 山根金一郎 (松江) 同 鹽見 市郎 (松江) 同 三原 金次 (長崎) 同 牛島 五郎 (同) 同 船津 敏 (熊本) 同 大武 健白 (調島) 同 三浦惣次郎 (鎮西) 同 坂名末太郎 (同) 同 春藤三郎 (岩國) 同 高木幸雄 (久留米)

六十三圓給與
看守長 水野 健吉 (長野) 同 田中 岩藏 (神戸)
同 東 末吉 (奈良) 同 久米 爲市 (高知) 同 橋岡 太郎 (名古屋) 同 大西 小一 (調島) 同 上野

豊 (岡山) 同 土橋源太郎 (長崎) 同 永村直太郎
 (三池) 同 酒井喜太郎 (福岡) 同 成瀬 定賢 (大分) 同 立川 達文 (沖縄) 同 及川 勇 (青森)
 同 藤原 鶴吉 (同) 同 毛利佐四郎 (札幌) 同 森山新之助 (久留米)

六十回給與
 看守長 妙岡南弘吉 (小菅) 同 水上 友吉 (宇都宮)
 同 平方 義孝 (前橋) 同 金山 操 (高松) 同 馬田 幸治 (廣島) 同 牧野 料 (長崎) 同 今井 晋水 (福岡) 同 猿波 重雄 (宮崎) 同 成田助次郎 (秋田) 同 松本時一郎 (岩國)

五十七回給與
 看守長 齋藤 宇作 (新潟) 同 高橋敏郎 (札幌) 同 神谷 勇治 (網走) 同 佐藤 惠 (釧路)

五十三回給與
 看守長 木宮 進 (千葉) 同 布施 寛三 (松江) 同 高橋又兵衛 (札幌)

四十七回給與
 看守長 石野良之助 (市ヶ谷) 同 典獄 相墨傳三郎 (千葉) 同 三級停下賜 同 富澤 源治 (長野) 同 四級停下賜 同 昭村太三郎 (函館) 同 六級停下賜 同 典獄補 松野 良太郎 (小川原少年) 同 五級停下賜

○基金寄附
 各支部の努力により本會事業に對する基金の寄附は漸次良好の成績を效めつゝある、こゝに寄附者の芳名を録して感謝の意を表すると共に、各支部の御斡旋の勞を多とする。

本會基金寄附者芳名錄

寄附額	支部	推薦會員種別	氏名
一金五百圓	金澤支部	名譽會員	馬場 正治
同 參百圓	同	贊助會員	藤沼安太郎
同 參百圓	同	同	佐藤助九郎
同 貳百圓	同	同	米田元吉郎
同 百五十圓	同	同	島山小兵衛
同 百圓	同	同	大同 知喜一郎
同 百圓	同	同	堂井初太郎
同 百圓	同	同	高廣 夫平
同 百圓	同	同	大崎常夫郎
同 百圓	同	同	杉本庄晴
同 百圓	同	同	田中興四郎
同 百圓	同	同	鳥口勝太郎
同 百圓	同	同	安藤 忠司
同 百圓	同	同	山本 三郎
同 百圓	同	同	價本金次郎
同 百圓	同	同	太竹 會丸

六級停下賜 典獄補 伊藤忠次郎 (小菅) 同 倉田 和光 (鳥取) 同 柴川常次郎 (大阪) 同 渡間修三郎 (新潟) 同 川島 義夫 (網走) 保健技師 土川神水郎 (豊多摩)

七級停下賜 保健技師 野々垣 義次郎 (盛岡)

八級停下賜 保健技師 林嶺 清廣 (沖縄) 同 安田正一郎 (青森) 同 樂田 方藏 (宮崎)

六級停下賜 典獄師 中澤 亮雄 (熊本) 同 高橋 久丸 (岡崎) 同 敬山 祐賢 (宮崎)

九級停下賜 典獄師 小笠原覺華 (函館) 同 重松 恒誓 (高松) 同 楠原 幾照 (宇都宮)

十級停下賜 典獄師 小林 實然 (盛岡) 同 戸崎 了能 (新潟) 同 藤林 正兼 (山形) 同 東山 惠雄 (甲府) 同 吉留 義重 (華路) 同 千輪 英生 (山口) 同 石津 憲仁 (大分) 同 三浦 智盛 (奈良)

本會會報

○英學に關する事業
 豫て審議中であつた英學に關する規定は今回いよ決定に至り夫々地方支部長宛規則書を發送した。(本文は省略する)

寄附額	支部	推薦會員種別	氏名
同 五拾圓	札幌支部	名譽會員	野野 高吉
同 五圓	盛岡支部	同	菅原 定治
同 五圓	同	同	宮田 重治
同 參拾圓	同	同	高橋 伊兵衛
同 參拾圓	同	同	菊地 重三
同 參拾圓	同	同	小口 重太郎
同 參拾圓	同	同	五十嵐 甚廣
同 參拾圓	同	同	同 山 琢左衛門
同 參拾圓	同	同	長崎 尚太郎
同 參拾圓	同	同	新澤 源治郎
同 參拾圓	同	同	遠藤 倫之丞
同 參拾圓	同	同	小林 和太郎
同 參拾圓	同	同	小林 豊作
同 參拾圓	同	同	原 廣
同 參拾圓	同	同	鐵田 順
同 參拾圓	同	同	中村 研作
同 參拾圓	同	同	諸橋 林太郎
同 參拾圓	同	同	神本 慶八
同 參拾圓	同	同	諸橋 安太郎
同 參拾圓	同	同	同 若 會丸

岡拾圓	新潟支部	賛助會員	大竹謙治
岡拾圓	同	同	川室實治
岡五圓	同	同	戸田孫之甫
岡五圓	同	同	合田進
岡五圓	同	同	寺田監三
岡五圓	同	同	浦澤彌左衛門
岡五圓	同	同	林盛雄
岡五圓	同	同	三木常吉
岡五圓	同	同	高杉儀平
岡拾圓	同	同	八木孝助
岡拾圓	同	同	田代三吉
岡拾圓	同	同	村田三郎
岡拾圓	同	同	廣田儀平
岡拾圓	同	同	廣島一郎
岡拾圓	同	同	米山慎吾
岡五圓	京都支部	名譽會員	大谷源本願寺*
岡七圓	同	名譽會員	務部長 本浪本願寺執行

○岡都理事歸朝

昨年春母國を發して英京倫敦に開かれた國際刑務會議に列席し、かねて歐米諸國の行刑制度の視察を了へられたる泉二會長は奮興すでに歸朝されたが、岡都理

○茶話會

一月初茶話會は去月廿三日(土曜)本會に於て開催、今回は泉二局長の歸朝談をお願した爲でもあり、新年初會のせいでもあらう、多數來會者あり、講演前試寫室にて、教化映畫、「運動會の日」と「我海軍の威力」とを映寫し午後二時樓上第一講堂にて泉二博士の講演あり、新味と充實味とを持つた話に一同得るところ多からず、散會したのは四時過であつた。來會者如左

鈴木隆	佐藤金司	行定形治
小林利吉	工東寅信	前田政之輔
栗瀬三男吉	田中秀太郎	岡井定男
氏次武雄	井川信一	山崎源六
河埜内智猛	神本直助	健山俊治
大原虎夫	上田茂登治	佐藤吉郎
米林秀	藤川慈學	藤原教圓
韓相琦	大島徳治	豊島好
古屋盛安	遠藤勝三郎	伊藤文平
清水重光	石井兼重	横島松吉

岡田芳三郎	三束眞清	榎本高義
森田久成	土谷正光	柿崎忠藏
前田喜作	一條清	涌水玄痴
山本巳之吉	高橋作三	石川榮市
徳永藤助	土橋竹次郎	小見門卯七
鎌谷力	吉川三雄司	押谷彦三郎
宮川良甫	太田卯八	望月兼吉
川島與惣吉	伊藤二三郎	藪本安次郎
田中秀實	高橋健	角通晃
吉岡利兵衛	遠藤勤治郎	大草東三郎
武田芳雄	本間勤吉	稻葉春榮
吉田廣暢	尾俣福三	梶田歳男
笠井成雄	古矢嘉助	氏次武
堀田勲治郎	杉下學人	青木泰修
大野三郎	森永義郎	三浦四郎
中田主税	仁科正次	古田圓正
清水嘉廣	深津利吉	西島清作
松田正壽	倉本男	木下弘
石野良之助	中林勤次	静都與良
小俣省一郎	伊藤庄作	野崎辰雄
夏目善太郎	武田憲宏	尾原静乘

大渡市太郎	里誠一	藤井藤藏
樋口正策	伊柳鏡之助	中村利義
増山喜三郎	内丸廉	長谷川健太郎
境盛弘	井上惣三郎	今井安藏
加藤教榮	新井孝八	森島徳治
齋木喜太郎	青柳彌録	向井淺三郎
双木文四郎	石田實	山崎捨吉
山永正	椿井三郎	石澤信次
川添敬三	金澤公炳	野口堯尚
村瀬隆幸	江澤默宣	妙圓菫弘吉
平田弟一郎	瀧野澤聖順	伊藤忠次郎
櫻井東一郎	小川啓藏	乙坂佳性
飯島勇造	豊川兵次	松本和三郎
宮古友次	横山豊次	大村曉心
竹ヶ鼻尙友	大島市三郎	深澤林作
大岡純雅	石川源一	島崎哲馬
松野良太郎	小橋川昭慶	大野數枝
佐藤乙二	秋山要	山岡萬之助
芥川信	松井和義	辻敬助
藤澤正啓		

by means of pictures of admirable and significant life the shame of their past lives, and arouse in them a sense of honour and the desire to lead a new life by appealing to their minds, rather than to recall by bad pictures the disgrace of the past.

As the principal object should be to foster the virtues of self-restraint and diligence, and to develop their individualities, it is necessary to curb their evil nature and at the same time to develop their aesthetic feeling. However, as we know well that prisoners are apt to fall into the evil practice of indecision, we pay special attention in selecting materials for culture.

As we find that most criminals lack intellect, emotion, and volition, and an especially noticeable fact is that they lack a sense of gratitude, exertion, effort, and perseverance, we deem it most necessary to foster these virtues in them. Accordingly, we pay attention to this fact also in selecting the materials.

C. RELIEF MEASURES FOR PRISON OFFICIALS.

(A) RECOGNITION FOR SERVICES RENDERED.

Prison officials who fall ill, or are injured or killed while on duty, or who die from natural causes, or retire after a long service, are awarded a sum of money by way of recognition for services rendered.

The Association, as a rule, sends a sum of money not exceeding 1,000 yen (ca. £100). Also non-officials who have rendered great services to the prison or in preventive work occasionally receive official recognition when the Board of Directors so decide.

(B) MUTUAL RELIEF ASSOCIATION.

A mutual relief association has been organized in order that inferior prison officials, the highest being chief-warder, may help each other. The members pay monthly the sum of 1 per cent. of their salaries or wages. The relief money is given in the following cases.

1. When a member is wounded or killed while on duty.
2. When a member retires from service, owing to injuries received or serious illness contracted while on duty.
3. When a member is absent for more than fifteen days in succession on account of injuries received or an illness contracted while on duty.
4. When a member dies from natural causes.

5. When a member is suffering from an illness not contracted while on duty, and is absent from his duties for more than thirty days in succession in order to receive medical attention.

6. When a member suffers from any other disaster.

7. When a member withdraws from the Association after having been a member for one year or more.

The amount of relief money to be given is fixed according to the monthly salary received. For instance, the bereaved family of a person who has met his death in the pursuit of his duties is to be allotted as relief money an amount not less than six months' salary, and not more than two years' salary. It is hoped that, as the Association grows, the amount of money given may be increased.

本文はわが刑務協會の事業を紹介するために翻譯せしものにして先に倫敦に於て泉二會長より國際刑務會議出席者その他に配布したものを掲載したのである。なほこの刑務協會寄附行爲をも同様翻譯印刷したがこれは他の機會に掲載することとする。

(B) PHYSICAL AND MENTAL CULTURE.

In every prison throughout Japan officials are required to practice *judo* (jujitsu) and *kendo* (fencing) for the purpose of training their bodies and minds. The Association, beside giving the aforeside courses, calls up to Tokyo once a year two or three experts in *judo* and fencing from each prison office, and holds contests on a large scale by way of encouraging them in the art, as well as to futher their mental and physical development.

(C) PUBLICATION OF PERIODICALS.

1. "The Kei Sei" (*Penal Administration*).

A monthly journal, *The Kei Sei*, is published, and copies are distributed among the members and others interested in the work of the Association. The periodical, which is the only journal for the special purpose of investigating penal administration, contains articles on prison administration, material for research, foreign news, prison news, etc.

2. "The Hito" (*Manhood*).

A fortnightly journal, *The Hito*, is published on the 1st and 15th of the month. It is intended to make it a weekly, or issue it every second day in the near future. It gives current news after the fashion a newspapers. Copies are distributed among all the prisoners throughout Japan. The journal contains comparatively new topics of world to satisfy their desire for news, as well as materials for their mental culture. We expect to make it an entirely educational jurn in future.

(D) SCIENTIFIC LECTURES.

The object of promoting intellectual culture is represented by a regular monthly meeting of the members held in the hall at our office. Address are delivered by speakers of distinction, not only on prison administration, but also on other subjects. Thus we endeavour to cultivate our scientific knowledge of the day, and to be well posted in currents events.

(E) PUBLICATION AND OTHER WORK.

With a view to spreading information concerning the nature of prison administration, we compile prison laws and regulations, publish books and collect books, pictures, instruments, and models

in connection with prisons for the purpose of helping the members in their study. Moreover, we exhibit for sale samples of articles manufactured in prison. Furthermore, we are endeavouring to develop preventive measures against crime.

(F) SYSTEM OF SCHOLARSHIPS.

We offer scholarships for students of criminal science to enable them to pursue their studies. There are several scholarships at present. The subjects for study are prison administration, criminal sociology, and criminal psychology, etc.

(G) CIRCULATING CINEMATOGRAPH.

Considering it advisable to make use of the cinematograph as an aid to mental and moral culture of the inmates of prisons, we have a cinema squad which travels from prison to prison throughout Japan, and shows pictures which are considered to be of educational value by the Board of Censors of the Association.

B. CENSORSHIP OF EDUCATIONAL MATERIALS.

(A) GENERAL REMARKS.

A rigid censorship is exercised over the materials by a Board of Censors, consisting of the Director of the Prison Administration Bureau of the Department of Justice as Chief of the Committee. Secretaries of the same Bureau and Directors of the Association as Committee, and the Manager of the Association and the official in charge of the Educational department in a prison adjacent to Tokyo as secretaries. The chief materials being censored at present are cinema films, phonograph records, and reading matter for prisoners. We expect to adopt other proper materials approved by the Board.

The standard of censorship adhered to by the Board is as follows:—

(B) STANDARD OF CENSORSHIP.

We aim to promote moral and intellectual culture of the prisoners as become ordinary citizens, but do not expect them to reach a far higher standard of character and intellect. Thus we believe that it is better to endeavour to bring home to them

Vice president—Under-Secretary of Justice.

Chairman—Director of the Prison Administration Bureau of the Department of Justice.

Vice-Chairman—Commissioned by the President.

Advisers—Recommended and commissioned by the President from among persons of high repute and those who have rendered service to the cause of the Association.

Directors and superintendents—Appointed by the President from among high officials of the Prison Administration Bureau and prison governors serving in prisons adjacent to Tokyo, one of them being Managing Directors appointed by the Chairman.

In addition to the above-mentioned officers, there are three executive secretaries and ten clerks in charge of general affairs.

2. WORK.

A. ADVANCEMENT OF PRISON ADMINISTRATION.

(A) TRAINING SCHOOL FOR PRISON OFFICIALS.

To obtain satisfactory results in prison Administration, two training schools for prison officials of higher and lower grade are held once a year.

Those admitted to the higher school are selected out of chief-warders of higher rank, and those to the common school from the chiefwarders of lower rank, jailers and women-jailers throughout Japan, after examination in both theory and practice of prison administration. The students in both courses are given such lessons as are necessary in prison administration, and to visit institutions for study.

The course of study covers a period of two months and six months for the higher and lower grades respectively.

After finishing the common course, jailers are qualified to be chief-warders.

Since the common course was first opened in the forty-second year of Meiji (1903), this has been repeated sixteen times, and the graduates number about 2,000.

Beside these two training courses, prison physicians are required, when called upon, to attend a two months' course of instruction in medical work for prisoners. This course is instituted to enable the physicians to visit the various institutions to obtain a practical knowledge of prison requirements.

The principal subjects taught are as follows:—

(1) Courses given in the higher school:

Penal politics.
Prison systems.
Prison industries.
Prison hygiene.
Welfare work.
Criminal procedure.
Comparative prison laws.
Prison architecture.
Criminal sociology.
Psychology of labour.
Factory management.
Efficiency.
Industries in general.
Financial law.
Psychopathology.
Social work.
Principles of moral (religious) instruction.
Theories on purchase and sale.

() Courses given in the medical class:

Internal medicine.
Surgery.
Ophthalmology.
Otorhinolaryngology.
Dermatology and venereal disease.
Psychology.
Bacteriology and serumtherapy.
Labour hygiene.

(") Courses given in the common school:

European and American prison systems and their histories.
Criminal law: general treatise.
" " : special parts.
Criminal procedure.
Parole system.
Criminal psychology.
Ethics.
Principles of jurisprudence.
Juvenile law and discharged prisoners' aid in general
On the finger-print system.
History and practice of prison administration.
General sociology.

